

デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した
柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方
(著作権法第30条の4, 第47条の4及び第47条の5関係)

令和元年 10月24日

文化庁著作権課

本資料は、平成30年著作権法改正により創設された柔軟な権利制限規定(法第30条の4, 第47条の4, 第47条の5)の趣旨・内容・解釈や具体的なサービス・行為の取扱い等について、文化庁としての基本的な考え方を示したものである。なお、本資料は、実際に行われるサービスの状況や、事例の蓄積の状況等を踏まえつつ定期的に内容を更新していくことを予定している。

目次

第一部 一問一答

1. 総論.....	1
問1 「柔軟な権利制限規定」が整備されたのはなぜか。.....	1
問2 「柔軟な権利制限規定」について、制度設計の考え方はどのようなものか。.....	1
問3 「柔軟な権利制限規定」の整備によって、どのような効果が生じるか。.....	2
問4 「柔軟な権利制限規定」の整備に至る経緯は、どのようなものか。.....	3
2. 各論.....	6
(1) 法第30条の4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)	
<規定の趣旨・内容・解釈等について>	
問5 規定の趣旨及び内容はどのようなものか。.....	6
問6 著作物に表現された思想又は感情を「享受」とはどのような意味か。.....	6
問7 著作物に表現された思想又は感情の「享受」を目的としない行為とは具体的にどのような行為か。また、主たる目的は著作物に表現された思想又は感情の「享受」ではないものの、同時に「享受」の目的もあるような利用を行う場合は、本条の権利制限の対象となるか。....	7
問8 第30条の4の各号(次に掲げる場合)と柱書の「(その他の)当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」とは、どのような関係にあるか。.....	8
問9 法第30条の4ただし書の「…著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に当たるか否かはどのように判断されるか。.....	9
問10 今般の改正で整理・統合された旧法第30条の4(技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用)及び第47条の7(情報解析のための複製等)で許諾なく行っていた行為については、引き続き権利制限の対象となるのか。.....	9
<具体的なサービス・行為の取扱いについて>	
問11 人工知能の開発に関し、人工知能が学習するためのデータの収集行為、人工知能の開発を行う第三者への学習用データの提供行為は、それぞれ権利制限の対象となるか。.....	10
問12 プログラムの著作物の「リバース・エンジニアリング」は権利制限の対象となるか。.....	11

- 問13 美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為は権利制限の対象となるか。また、複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製する行為は権利制限の対象となるか 12
- 問14 日本語の表記の在り方に関する研究の過程においてある単語の送り仮名等の表記の方法の変遷を調査するために、特定の単語の表記の仕方に着目した研究の素材として著作物を複製する行為は、権利制限の対象となるか。 13
- 問15 特定の場所を撮影した写真などの著作物から当該場所の3DCG映像を作成するために著作物を複製する行為は権利制限の対象となるか。 13
- 問16 書籍や資料などの全文をキーワード検索して、キーワードが用いられている書籍や資料のタイトルや著者名・作成者名などの検索結果を表示するために書籍や資料などを複製する行為は権利制限の対象となるか。 14
- 問17 人を感動させるような映像表現の技術の開発を目的とすれば、多くの一般人を招待して映画の試験上映会を行うことも、権利制限の対象となるか。 14

(2) 法第47条の4(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

- 問18 規定の趣旨及び内容はどのようなものか。 15
- 問19 法第47条の4第1項の規定により、どのような利用行為が許諾なく行えることとなるのか。 15
- 問20 法第47条の4第2項の規定により、具体的にどのような利用行為が許諾なく行えることとなるのか。 16
- 問21 法第47条の4第1項の各号(次に掲げる場合)と柱書の「(その他これらと同様に)当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合」とは、どのような関係にあるか。また、法第47条の4第2項の各号(次に掲げる場合)と柱書の「(その他これらと同様に)当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合」とは、どのような関係にあるか。 17
- 問22 法第47条の4第1項及び第2項ただし書の「…著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に当たるか否かはどのように判断されるか。 17
- 問23 今般の改正で整理・統合された旧法の各規定で許諾なく行える行為について、引き続き権利制限の対象となるか。 18

(3) 法第47条の5(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

<規定の趣旨・内容・解釈等について>

- 問24 規定の趣旨及び内容はどのようなものか。.....19
- 問25 法第47条の5第1項の適用を受ける主体はどのような者か。.....20
- 問26 法第47条の5第1項第1号に規定する所在検索サービスとはどのようなものか。.....20
- 問27 法第47条の5第1項第2号に規定する情報解析サービスとはどのようなものか。.....21
- 問28 法第47条の5第1項第3号に基づき政令で定めるサービスは、具体的にどのような内容のものがどのような手続で定められることとなるのか。.....21
- 問29 著作物の利用行為が情報処理の結果の提供等に「付随」するものであるか否かは、どのように判断されることとなるのか。.....22
- 問30 著作物の利用行為が「軽微」であるか否かは、どのように判断されることとなるのか。.....23
- 問31 法第47条の5第1項の著作物の利用行為が「著作権者の利益を不当に害する場合」であるか否かは、どのように判断されることとなるのか。.....24
- 問32 法第47条の5第2項はどのような行為を権利制限の対象としたものか.....24
- 問33 法第47条の5の規定により著作物を利用する者が従うべき「政令で定める基準」は具体的にどのような内容であり、基準の順守に当たって具体的にどのような点に留意する必要があるのか。.....25
- 問34 旧法第47条の6の規定により許諾なく行える行為は、引き続き法第47条の5の規定により許諾なく行えることとなるのか。.....26

<具体的なサービス・行為の取扱いについて>

- 問35 キーワードに関連するインターネット上のウェブページや画像のURLを検索し、その結果を提供するサービスにおいて、URLの提供とともにウェブページ等の一部分を提供する行為(「インターネット情報検索サービス」)は、権利制限の対象となるか。いわゆるディレクトリ型の検索サービスや、サジェスト機能による検索についても対象となるか。.....27
- 問36 ①あるキーワードが含まれる書籍の情報を検索し、その結果を提供するサービスにおいて、結果提供とともに書籍の本文の一部分を提供する行為、②利用者が録音した音声に含まれる楽曲を検索し、その結果を提供するサービスにおいて、結果提供とともに楽曲の一部分を提供する行為、③自分の関心のあるキーワードが放送されたテレビやラジオ番組を検索し、その結果を提供するサービスにおいて、結果提供とともに番組の一部分を提供する行為は、権利制限の対象となるか。.....28

- 問37 ある作家の著書リストを掲載し、リストの中で著書の書誌情報を提供するサービスにおいて、書誌情報とともに本文の一部分を掲載する行為は、権利制限の対象となるか。.....29
- 問38 ①ユーザーの装着した眼鏡型のデバイス等を用いて、話し相手や会話内容等の情報を入手し、これらの情報に関連する情報の所在を検索して、検索結果を眼鏡型デバイス上に表示するサービスにおいて、関連する情報の一部分を提供する行為や、②自動車内に搭載する各種センサーを用いて、周辺の店舗のロコミや都市イベント等の情報を入手し、これらの情報に関連する情報の所在を検索して、検索結果を車のフロントガラス等に表示するサービスにおいて、関連する情報の一部分を提供する行為は、権利制限の対象となるか。..29
- 問39 対象の論文について、他の論文等と比較等することにより、剽窃の可能性を検出し、その結果を提供するサービスにおいて、結果の提供とともに対象の論文と同じ記述を有する他の論文の一部分を提供する行為は、権利制限の対象となるか。.....30
- 問40 特定の情報についての評判が掲載されているブログや新聞、雑誌等の内容を分析し、その結果を提供するサービスにおいて、結果の提供とともにブログ等の一部分を提供する行為は、権利制限の対象となるか。.....30
- 問41 患者の病状を踏まえて、過去の症例、治療方法、薬効等に関する様々な情報から最適な治療方法を分析し、その結果を提供するサービスにおいて、結果の提供とともに最適な治療方法と判断した根拠となる情報の一部分を提供する行為は、権利制限の対象となるか。.....31
- 問42 ユーザーがSNSに書き込んだ内容や閲覧している内容等からユーザーの嗜好を分析し、ユーザーが興味を持つと思われるコンテンツに関する情報を提供するサービスにおいて、当該情報の提供とともに当該コンテンツの一部分を提供する行為は、権利制限の対象となるか。.....31
- 問43 ユーザーが自ら歌唱・演奏した音源をプロの歌唱・演奏した音源と比較等して分析し、その結果を提供するサービスにおいて、その結果の提供とともにプロの歌唱・演奏した音源の一部分を提供する行為は、権利制限の対象となるか。.....32

第二部 解説

概要解説.....	33
1. 検討の経緯.....	33
2. 趣旨及び内容.....	34
(1) 法第30条の4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用).....	34
(2) 法第47条の4(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等).....	35

(3) 法第47条の5(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)	35
逐条解説.....	37
1. 著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)	37
(1) 法第30条の4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)	37
ア. 規定の趣旨	37
イ. 規定の内容	38
(2) 法第47条の4(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)	42
ア. 規定の趣旨	43
イ. 規定の内容(第1項)	44
ウ. 規定の内容(第2項)	48
(3) 法第47条の5(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)	50
ア. 規定の趣旨	51
イ. 規定の内容(第1項)	52
ウ. 規定の内容(第2項)	55
(4) その他の関連規定	56
ア. 法第47条の6(翻訳, 翻案等による利用)	56
イ. 法第47条の7(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)	58
ウ. 法第48条(出所の明示)	59
エ. 法第49条(複製物の目的外使用等)	60
オ. 法第86条(著作権の制限)	63
カ. 法第102条(著作隣接権の制限)	64
(5) 附則	66
ア. 施行期日(附則第1条)	66
イ. 複製物の使用についての経過措置(附則第2条)	66
ウ. 罰則についての経過措置(附則第6条)	67
2. 著作権法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第360号)	68
(1) 令第7条の4(電子計算機による情報処理及びその結果の提供等の基準)	68
ア. 規定の趣旨	68
イ. 規定の内容(第1項)	69
ウ. 規定の内容(第2項)	71

(2) 附則	71
ア. 施行期日(附則第1項)	71
イ. 送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等に関する経過措置(附則第3項)	72
3. 著作権法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第37号)	73
(1) 規則第4条の4(送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置)	73
ア. 規定の趣旨	73
イ. 規定の内容	74
(2) 規則第4条の5(著作物等の利用を適正に行うために必要な措置)	74
ア. 規定の趣旨	74
イ. 規定の内容	75
(3) 附則	76
ア. 施行期日(附則第1項)	76
イ. 経過措置(附則第2項)	76

※ 本文中で、改正法とは著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)を、改正政令とは著作権法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第360号)を、改正省令とは著作権法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第37号)を、それぞれ示す。また、法第○条とあるものは著作権法(昭和45年法律第48号)の条項を、令第○条とあるものは著作権法施行令(昭和45年政令第335号)の条項を、規則第○条とあるものは著作権法施行規則(昭和45年文部省令第26号)の条項を、それぞれ示すとともに、旧法第○条・旧令第○条・旧規則第○条とあるものは、改正法・改正政令・改正省令による改正前の著作権法・著作権法施行令・著作権法施行規則を、それぞれ示す。

※ 本資料で示した考え方は司法判断を拘束するものではなく、個別具体的な事案に関する規定の適用については、最終的には司法の場で判断されるものである点に留意されたい。

第一部 一問一答

1. 総論

問1 「柔軟な権利制限規定」が整備されたのはなぜか。

これまでも、デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物の利用環境の変化等を受け、新しい時代に対応した著作権制度等の在り方について随時検討を行い、インターネット情報検索サービスのための複製等（旧法第47条の6）、電子計算機による情報解析のための複製等（旧法第47条の7）、著作物利用に係る技術開発等の試験のための利用（旧法第30条の4）等について、権利保護と利用の円滑化とのバランスをとりつつ、必要な権利制限規定の整備等を行ってきたところである。

一方で、現在我が国では、IoT・ビッグデータ・人工知能（AI）等の「第4次産業革命」に関する技術を活用したイノベーションの創出が期待されているところ、改正前の著作権法の権利制限規定には、法律上の要件が一定程度具体的に定められているものが多く、その要件から外れるような新たな利用方法が生まれた場合には、実質的には権利者の利益を害しないような利用であっても、その権利制限規定の適用を受けられずに著作権侵害となるおそれが指摘されてきた。

このような状況を受け、産業界等から、イノベーション創出のため、新技術を活用した新たな著作物の利用にも柔軟に対応できる権利制限規定の整備が求められてきたため、規定の抽象度を高めた「柔軟な権利制限規定」を整備することとした。

問2 「柔軟な権利制限規定」について、制度設計の考え方はどのようなものか。

制度設計に当たっては、文化審議会著作権分科会において、我が国の企業等の法令順守意識や国民の著作権に対する理解の程度、我が国の損害賠償制度をはじめとする司法制度・環境等を踏まえ、権利制限規定の柔軟性を高めることが我が国にどのような効果と影響を及ぼすこととなるか、立法府と司法府の役割分担はどのようにあるべきか等という観点から検討を行ってきた。

その結果、現在の日本の諸状況を前提とすれば、米国のフェア・ユースのような一般的・包括的な権利制限規定ではなく^(注)、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが最も望ましいとされた。

今般整備した「柔軟な権利制限規定」は、このような文化審議会著作権分科会の検討結果を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて行為類型の分類を行った上で、そのうち、①通常権利者の利益を害さない行為類型、②権利者に与える不利益が軽微な行為類型について、産業界等から寄せられたニーズに対応できるよう、適切な柔軟性を備えた規定を整備することとした。

具体的には、①通常権利者の利益を害さない行為類型として、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第30条の4）や電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（法第47条の4）を、②権利者に与える不利益が軽微な行為類型として、著作物の所在検索サービスや情報分析サービス等、電子計算機による情報処理の結果の提供の際、著作物の一部を軽微な形で提供する行為を広く権利制限の対象とする規定（法第47条の5）を、それぞれ整備している。

（注）改正に当たっては、一定の考慮要素に基づき「公正な利用」と認められれば、権利者の許諾なく著作物を利用することを認める米国のフェア・ユース法理が我が国に適しているかを含め、我が国においてどの程度抽象的な規定を置くことが最も望ましいかについて検討された。

検討の結果、①我が国の企業等の大半は高い法令順守意識と訴訟への抵抗感を有しており、規定の柔軟性よりも明確性を重視していること、②著作権に対する理解が国民に十分に浸透していないこと等から、権利制限規定の柔軟性を高めると過失等による権利侵害を助長する可能性が高まること、③我が国では法定損害賠償制度等がないため訴訟しても「費用倒れ」になることが多いという問題があることから、フェア・ユースのような一般的・包括的な権利制限規定の創設をしても、著作物の「公正な利用」の促進効果はそれほど期待できない一方で、「不公正な利用」が助長されるという負の影響が予測されるものと考えられた。また、立法府と司法府の役割分担の在り方や罪刑法定主義との関係からも、フェア・ユースのような権利制限規定は望ましくないとされた。

問3 「柔軟な権利制限規定」の整備によって、どのような効果が生じるか。

今般整備する「柔軟な権利制限規定」は、IoT・ビッグデータ・人工知能（AI）等の技術を活用したイノベーションに関わる著作物の利用に係るニーズのうち、著作物の市場に大きな影響を与えないものについて、相当程度柔軟性を確保する形で、著作物の利用の円滑化を図るものとなっている。

具体的には、人工知能（AI）開発のための深層学習、サイバーセキュリティ確保のためのソフトウェアの調査解析、所在検索サービス^{（注1）}、情報解析サービス^{（注2）}等、通常権利者に不利益を及ぼさないもの、又は権利者に及ぼし得る不利益が軽微なものに留まる形で著作物の利用行為が行われる様々なサービス等の実施について、権利者の許諾なく行うことが可能となり、イノベーションの創出等が促進されることが期待される。

（注1）平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書では、所在検索サービスは、広く公衆がアクセス可能な情報の所在（ウェブページのURL、書誌情報、テレビ番組の名前等）を検索することを目的としたサービスとして紹介されている。具体的には、書籍検索サービス（書籍の中に存在する単語等の情報を検索することができるサービス）、テレビ番組検索サービス（テレビやラジオで自分の関心のあるキーワードやフレーズがいつどのような形で放送されたかを調べることができるサービス）、街中風景検索サービス（街中の風景を撮影したものでデータベースを構築し、ユーザーが周囲の風景を撮影し検索することで、所在地の看板や店舗情報を提供するサービス）等が挙げられている。

（注2）平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書では、情報解析サービスは、広く公衆がアクセス可能な情報を収集して分析し、求めに応じて分析結果を提供するサービスとして紹介されている。具体的には、評判情報分析サービス（特定の情報についての評判に関する情報について、ブログ、新聞、雑誌等で掲載されているのか等を調べることができるサービス）、論文剽窃検出サービス（検索対象の論文について、その論文と同じ記述を有する他の論文の有無を示すことにより、論文の剽窃の可能性を検出するサービス）等が挙げられている。

問4 「柔軟な権利制限規定」の整備に至る経緯は、どのようなものか。

デジタル化・ネットワーク化の進展等に伴う著作物の利用環境の変化等を受け、新しい時代に対応した制度等の在り方について随時検討を行い、これまでも権利制限規定の整備等の法的措置が講じられてきた。

具体的には、平成21年の著作権法改正において、政府計画等で整備が求められていた「デジタルコンテンツ流通促進法制」を構成する内容の一つである権利制限規定の見直しとして、送信の障害の防止等のための複製（旧法第47条の5）、インターネット情報検索サービスのための複製等（旧法第47条の6）、情報解析のための複製等（旧法第47条の7）、電子計算機における著作物利用に伴う複製（旧法第47条の8）等の規定が新設された。これらは、デジタル化・ネットワーク化の下での著作物の利用形態の変化に伴い、情報通信や電子計算機における情報処理の過程において行われる行為等について、実質的には著作権者の利益を不当に害しないものの、形式的には著作権が及ぶこととなっているという乖離を解消する観点から対応が行われたものであった。

その後、著作物を取り巻く環境の急激な変化に適切かつ迅速に対応し、著作物の利用の円滑化を図るためには、新たな個別権利制限規定の創設や既存の規定の改正による対応ではもはや限界があるのではないかとの指摘がなされ、米国のフェア・ユースのような一般的・包括的な権利制限規定を導入すべきとの要請がなされ、それを背景として、知的財産推進計画2009において「著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け、（中略）2009年度中に結論を得て、早急に措置を講ずる」こととされた。

これを受けて検討を行った結果、平成23年1月の文化審議会著作権分科会報告書においては、把握されたニーズの整理・分析の結果を基に、利用の態様等に照らして権利者に特段の不利益を及ぼさないものの形式的には権利侵害に該当してしまうこととなる行為として、①著作物の付随的な利用（A類型）、②適法利用の過程における著作物の利用（B類型）、③著作物の表現を享受しない利用（C類型）を挙げ、これらの行為類型について、我が国の法制度との整合性や国民性などの社会的特性等にも配慮する観点から、ある程度権利制限を認める範囲を明らかにした形で規定を導入することが提言された。これを踏まえた政府部内での検討の結果、平成24年の著作権法改正において、付随対象著作物の利用（旧法第30条の2）、検討の過程における利用（旧法第30条の3）、技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（旧法第30条の4）及び情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用（旧法第47条の9）が新設されることとなった。

これらの制度整備により、デジタル・ネットワーク技術を活用して行われる著作物利用のうち権利者の利益を害さない態様の多くが権利制限の対象となったものと考えられる。しかし、その後も、クラウドコンピューティング技術を活用したサービスに係る著作物の利用円滑化のための権利制限規定の整備を求める声が事業者から寄せられるなど、新たな制度整備を求める声が継続して寄せられていた。

さらに、今日、デジタル化・ネットワーク化の更なる進展により、著作物の利用等を巡る環境は更なる変化に直面している。具体的には、IoT・ビッグデータ・人工知能（AI）などの技術革新とともに、情報の集積・加工・発信の容易化・低コスト化が進んだことを受け、大量の情報を集積し、組み合わせ、解析することで付加価値を生み出す新しいイノベーションの創出が期待されており、政府の知的財産戦略本部における議論においても、これを促進するとともに、社会を豊かにする新しい文化の発展に結び付けていくための次世代の知財システムの構築の必要性が述べられていた。

知的財産推進計画2016では、そのうち、著作権の制限規定の整備に関し「デジタル・ネットワーク時代の著作物の利用への対応の必要性に鑑み、新たなイノベーションへの柔軟な対応と日本発の魅力的なコンテンツの継続的創出に資する観点から、柔軟性のある権利制限規定について、次期通常国会への法案提出を視野に、その効果と影響を含め具体的に検討し、必要な措置を講ずる」こととされた。また、政府の経済財政政策に係る議論においても、これらの技術革新などを活用する「第4次産業革命」を今後の我が国の生産性向上の鍵と位置付け、これに対応するための知財システムの構築の一環として同様の対応が求められていた。なお、ここで言われている第4次産業革命を支える、技術革新により創出が期待される新たなサービスの例としては、知的財産戦略本部における議論では、「インターネット上に限らず、広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索することを目的としたサービスや大量の情報を収集・分析して、分析結果を提供するサービスなどが挙げられるが、今後、この他にも現在想定されていない多種多様なサービスが現れることが想定され、各サービスにおける著作物等の利用態様も様々なものが想定される」とされていた。

こうした状況から、現在、政府全体として推進していくことが期待されている第4次産業革命を支えるサービスに係るニーズを把握するとともに、それにとどまらず、デジタル・ネットワーク化の進展などの社会の変化に伴う新たな時代における著作物の利用に係る現在又は将来のニーズを幅広く把握した上で、現行の権利制限規定のシステムとの関係においてどのような課題が存在するのかを明らかにし、技術革新など社会の変化に対応できる適切な柔軟性を備えた権利制限規定の在り方を検討することとなった。

検討の結果、平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書においては、現在の我が国の諸状況を前提とすれば、米国のフェア・ユース規定のような非常に柔軟性の高い一般的・包括的な規定ではなく、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当であるとの判断がなされた。具体的には、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した3つの「層」について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当であると考えられ、①著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型（第1層）については、行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化を行い、「柔軟性の高い規定」を、②著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型（第2層）については、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用の目的等によってある程度大きくくり範囲を画定し、「相当程度柔軟性のある規定」を、③公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型（第3層）については、立法府におい

て、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、権利制限の範囲を画定した上で、それぞれの範囲ごとに「適切な柔軟性を備えた規定」を、それぞれ整備するべきとされた。

以上の経緯を経て、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備を含む「著作権法の一部を改正する法律案」が平成30年2月23日に閣議決定され、同日、国会に提出された。

国会では、衆議院文部科学委員会において同年4月6日に質疑、同月11日に参考人質疑及び質疑が行われた後、同月13日に可決されるとともに、「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が決議され、同月17日に開催された衆議院本会議において、賛成多数により可決された。また、参議院文教科学委員会において、5月15日に参考人質疑、同月17日に質疑が行われた後、可決されるとともに、「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が決議された。その後、翌18日に開催された参議院本会議において賛成多数で可決され、平成30年法律第30号として同月25日に公布された。

その後、関連の政省令等の整備を経て、平成31年1月1日に「著作権法の一部を改正する法律」（教育の情報化に係る権利制限規定を除く。）が施行された。

2. 各論

(1)法第 30 条の4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

問5 規定の趣旨及び内容はどのようなものか。

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるため、当該行為については原則として権利制限の対象とすることが正当化できるものと考えられる。

このため、法第30条の4を新設し、著作物は、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとし、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為を広く権利制限の対象とすることとした。

具体的には、同条柱書において、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為を広く権利制限の対象としつつ、同条により権利制限の対象となる行為について法の予測可能性を高めるため、同条各号において、技術の開発等のための試験の用に供する場合（第1号）、情報解析の用に供する場合（第2号）、人の知覚による認識を伴うことなく電子計算機による情報処理の過程における利用等に供する場合（第3号）といった、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合として典型的に想定される場合を例示することとしている。

なお、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とする行為であるとして本条の規定に該当しない場合でも、法第47条の4（電子計算機における著作物の利用に付随する利用等）や法第47条の5（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）など他の権利制限規定の対象となる場合がある。

問6 著作物に表現された思想又は感情を「享受」するとはどのような意味か。

「享受」とは、一般的には「精神的にすぐれたものや物質上の利益などを、受け入れ味わいたのしむこと」¹を意味することとされており、ある行為が法第30条の4に規定する「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的とする行為に該当するか否かは、同条の立法趣旨及び「享受」の一般的な語義を踏まえ、著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否かという観点から判断されることとなるものと考えられる。

¹新村出編（2017）広辞苑（第七版）岩波書店 p762

問7 著作物に表現された思想又は感情の「享受」を目的としない行為とは具体的にどのような行為か。また、主たる目的は著作物に表現された思想又は感情の「享受」ではないものの、同時に「享受」の目的もあるような利用を行う場合は、本条の権利制限の対象となるか。

問6で記載のとおり、ある行為が法第30条の4に規定する「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的とする行為に該当するか否かは、同条の立法趣旨及び「享受」の一般的な語義を踏まえ、著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否かという観点から判断されることとなるものであり、「享受」を目的とする行為に該当するか否かの認定に当たっては、行為者の主観に関する主張のほか、利用行為の態様や利用に至る経緯等の客観的・外形的な状況も含めて総合的に考慮されることとなる。

(著作物に表現された思想又は感情の「享受」を目的としない行為の具体例について)

例えば、

- ・人工知能の開発に関し人工知能が学習するためのデータの収集行為、人工知能の開発を行う第三者への学習用データの提供行為（問11参照）
- ・プログラムの著作物のリバース・エンジニアリング（問12参照）
- ・美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為や複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製する行為（問13参照）
- ・日本語の表記の在り方に関する研究の過程においてある単語の送り仮名等の表記の方法の変遷を調査するために、特定の単語の表記の仕方に着目した研究の素材として著作物を複製する行為（問14参照）
- ・特定の場所を撮影した写真などの著作物から当該場所の3DCG映像を作成するために著作物を複製する行為（問15参照）
- ・書籍や資料などの全文をキーワード検索して、キーワードが用いられている書籍や資料のタイトルや著者名・作成者名などの検索結果を表示するために書籍や資料などを複製する行為（問16参照）

については、著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為であると考えられる。

他方、例えば、人を感動させるような映像技術の開発を目的とすると称して多くの人を招待して映画の試験上映会を行うような場合には、当該映画の上映を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けて上映行為が行われているものと評価され、「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為には当たらないとの認定がされるものと考えられる（問17参照）。

(同時に「享受」の目的もあるような利用を行う場合について)

法第30条の4では「享受」の目的がないことが要件とされているため、仮に主たる目的が「享受」ではないとしても、同時に「享受」の目的もあるような場合には、本条の適用はないものと考えられる。

例えば、家電量販店等においてテレビの画質の差を比較できるよう市販のブルーレイディスクの映像を常時流す行為（上映）については、店舗側としては来店客に機器の性能の差を比較させることを目的としているとしても、来店客が映像の視聴等を通じて、その知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることも容易に想定される。このような場合においては、店舗としても来店客が単に著作物に表現された思想又は感情を享受することとなるものと認識しつつ、映像を流しているものと評価され、当該行為が行われている客観的な状況を踏まえると、同時に「享受」の目的もあると認められることから、法第30条の4は適用されないものと考えられる。

また、漫画の作画技術を身につけさせることを目的として、民間のカルチャー教室等で手本とすべき著名な漫画を複製して受講者に参考とさせるために配布したり、購入した漫画を手本にして受講者が模写したり、模写した作品をスクリーンに映してその出来映えを吟味してみたりするといった行為については、たとえその主たる目的が作画技術を身につける点にあると称したとしても、一般的に同時に「享受」の目的もあると認められることから、法第30条の4は適用されないものと考えられる。

問8 第30条の4各号（次に掲げる場合）と柱書の「（その他の）当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」とは、どのような関係にあるか。

第30条の4の各号（次に掲げる場合）は、同条により権利制限の対象となる行為について法の予測可能性を高めるため、柱書の「（その他の）当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に当たる場合の典型的な例を示したものである。したがって、各号に掲げられる場合に当たらなくとも、「（その他の）当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に当たれば、権利制限の対象となる。

問9 法第30条の4ただし書の「…著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に当たるか否かはどのように判断されるか。

法第30条の4ただし書では、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、権利制限が適用されないことを定めているところ、当該場合に該当するか否かは、同様のただし書を置いている他の権利制限規定（法第35条第1項等）と同様に、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的市場を阻害するかという観点から判断されることになる。

具体的な判断は最終的に司法の場でなされるものであるが、例えば、大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為は、当該データベースの販売に関する市場と衝突するものとして「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するものと考えられる。

問10 今般の改正で整理・統合された旧法第30条の4（技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用）及び第47条の7（情報解析のための複製等）で許諾なく行っていた行為については、引き続き権利制限の対象となるのか。

法第30条の4では、旧法第30条の4（技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用）及び第47条の7（情報解析のための複製等）の規定に該当する行為を第1号及び第2号で例示することとしている一方で、旧法第30条の4及び第47条の7には存在しなかった「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」とのただし書が規定されているが、以下のとおり、旧法で権利制限の対象として想定していた行為は、今般の改正後においても、引き続き許諾なく行えるものと考えられる。

そもそも、著作権法上保護される権利を制限する場合、国際条約上の義務として、「著作者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする」ことが求められており、我が国の著作権法における権利制限規定は、全てこの条約に適合する形で整備しているものである。

旧法第30条の4及び第47条の7は、技術開発等の試験の素材として著作物を利用する場面及びコンピュータによる情報解析のために著作物を複製するという場面をそれぞれ想定した規定であるところ、いずれも、規定が整備された時点において著作権者の利益を不当に害することとなる事態が生じることが通常想定されなかったことから、あえてそのようなただし書を置くこととしていなかったものである。

一方、法第30条の4では、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」を幅広く権利制限の対象とするものであり、特定の利用場面を離れた、非常に柔軟性の高い規定へと見直しを行うこととしている。このような法第30条の4の規定の性質上、現在想定できない行為も含め、様々な行為が同条の対象となり得ることから、前述の条約上の要請を踏まえ、同条では、権利者の正当な利益の適切な保護を図るため、ただし書を置くこととしている。

もつとも、これにより旧法第30条の4及び第47条の7により適法に行うことが想定されていた行為の性質が変わるわけではなく、当該行為は基本的には著作権者の利益を不当に害するものではないと考えられることから、今般の改正後においても、引き続き許諾なく行えるものと考えられる。

問 11 人工知能の開発に関し、人工知能が学習するためのデータの収集行為、人工知能の開発を行う第三者への学習用データの提供行為は、それぞれ権利制限の対象となるか。

著作権法の目的は、通常の著作物の利用市場である、人間が著作物の表現を「享受」することに対する対価回収の機会を確保することにあると考えられることから、法第30条の4における「享受」は人が主体となることを念頭に置いて規定しており、人工知能が学習するために著作物を読む等することは、法第30条の4の「著作物に表現された思想又は感情を享受」することには当たらないことを前提としている。

したがって、人工知能の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録する行為は、「著作物に表現された思想又は感情を享受」することを目的としない行為に当たり、法第30条の4による権利制限の対象となるものと考えられる。

また、収集した学習用データを第三者に提供する行為についても、当該学習用データの利用が人工知能の開発という目的に限定されている限りは、「著作物に表現された思想又は感情を享受」することを目的としない著作物の利用に該当し、法第30条の4による権利制限の対象となるものと考えられる。

通常は、人工知能が学習用データを学習する行為は、「情報解析」すなわち「…大量の情報から、当該情報を構成する…要素に係る情報を抽出し、…解析を行うこと」に当たると考えられることから、いずれの行為も第2号に当たるものと考えられる。

なお、旧第47条の7においては「情報解析」を「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うこと」と定義されていたところ、時代の変化に応じて様々な解析が想定し得る状況となっていることを踏まえ、情報解析の定義のうち「統計的な」との限定を削除している。これにより、例えば、深層学習（ディープラーニング）の方法による人工知能の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録するような場合も権利制限の対象となるものと考えられる。

問 12 プログラムの著作物の「リバース・エンジニアリング」は、権利制限の対象となるか。

平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書では、「表現と機能の複合的性格を持つプログラムの著作物については、対価回収の機会が保障されるべき利用は、プログラムの実行などによるプログラムの機能の享受に向けられた利用行為であると考えられる」とされている。

今般整備した「柔軟な権利制限規定」は、これを踏まえて法制化を行ったものであり、リバース・エンジニアリングと言われるようなプログラムの調査解析目的のプログラムの著作物の利用は、プログラムの実行等によってその機能を享受することに向けられた利用行為ではないと評価できることから、法第30条の4の「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない利用に該当するものと考えられる。

同様に、例えば、

- ・プログラムのオブジェクトコードをソースコードに変換するだけでなく、それをまたオブジェクトコードに変換し直す場合
- ・プログラムの解析を困難にする機能が組み込まれているウィルスプログラムの当該機能部分を除去する場合
- ・プログラムの解析の訓練・研修のために調査解析を行う場合
- ・ウィルス等の被害にあったコンピュータ内のOSやプログラム等について、被害当時の状況を保全するために複製し、第三者に調査解析を行わせる場合

等であっても、プログラムの実行等によってその機能を享受することに向けられた利用行為ではないと評価できることから、「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない利用に該当するものと考えられる。

また、仮にプログラムを実行しつつ調査解析する場合や調査解析中の当該プログラムがアセンブリ言語に変換された画面を資料化(紙媒体への印刷、PDF化)する場合でも、そのプログラムの実行や資料化がその機能を享受することに向けられたものではないのであれば、同様に「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない利用に該当するものと考えられる。

こうしたプログラムの機能を享受することに向けたものではないことを実務的に担保又は立証するに当たっては、例えば、調査解析専用のパソコンを用意してそれで実行したり、調査解析の過程や結果をレポートに記録したりするといったことが考えられる。

なお、利用規約等でリバース・エンジニアリングを禁止するという規約が付されている場合は、リバース・エンジニアリングを行うことは上記のとおり法第30条の4により著作権侵害とならないと解されるが、規約との関係については注意する必要がある。

問 13 美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為は、権利制限の対象となるか。また、複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製する行為は、権利制限の対象となるか。

美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為は、通常、画像の歪みのなさや色合いの再現性等、開発中のカメラ等が求められる機能・性能を満たすものであるか否かを確認することを専らの目的として行われるものであり、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であると考えられる。

また、複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製する行為は、通常、インクや金箔の見え方や耐久度等、開発対象の和紙が求められる機能・性能を満たすものであるか否かを確認することを専らの目的として行われるものであり、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であると考えられる。

なお、いずれの行為についても、製品の機能・性能の確認のための試験に社会通念上必要な範囲を超えて著作物の利用を行うような場合は、利用態様に照らして享受を目的としているとの評価がなされる可能性もあることには留意が必要である。

問 14 日本語の表記の在り方に関する研究の過程においてある単語の送り仮名等の表記の方法の変遷を調査するために、特定の単語の表記の仕方に着目した研究の素材として著作物を複製する行為は、権利制限の対象となるか。

日本語の表記の在り方に関する研究は、特定の技術の開発や実用化を目的としない基礎研究であるが、当該研究の過程である単語の送り仮名等の表記の方法の変遷を調査するために、特定の単語の表記の仕方に着目した研究の素材として著作物を複製する行為は、あくまで研究の素材として著作物を利用するものであり、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であると考えられる。

問 15 特定の場所を撮影した写真などの著作物から当該場所の3DCG映像を作成するために著作物を複製する行為は、権利制限の対象となるか。

特定の場所を撮影した写真などの著作物からその構成要素に係る情報を抽出して当該場所の3DCG映像を作成する行為は、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であると考えられる。

なお、当該写真などの著作物の表現上の本質的特徴を感得することができる態様でCG映像が作成されることとなる場合には、当該CG映像に含まれる写真などの著作物について、その視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けた利用がされることが想定されることから、当該写真などの著作物の当該CG映像への複製行為は権利制限の対象とならないものと考えられる。

問 16 書籍や資料などの全文をキーワード検索して、キーワードが用いられている書籍や資料のタイトルや著者名・作成者名などの検索結果を表示するために書籍や資料などを複製する行為は、権利制限の対象となるか。

書籍や資料などの文章中にキーワードが存在するか否かを検索する行為は、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、キーワード検索を行うために書籍や資料などを複製する行為は、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為として、権利制限の対象となるものと考えられる。

一方で、キーワードが用いられている書籍や資料のタイトルや著者名・作成者名などの検索結果とともに、キーワードを含む本文の一部（著作物）を併せて提供する場合に、当該提供される本文の一部（著作物）の提供は、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であると考えられることから、そのような利用に供する目的で書籍や資料などを複製する行為は、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的とする行為として、法第30条の4の権利制限の対象とはならないものと考えられる。このような行為については、軽微性等の要件を満たせば、第47条の5第1項の準備のための行為として、第47条の5第2項における権利制限の対象となるものと考えられる。

問 17 人を感動させるような映像表現の技術の開発を目的とすれば、多くの一般人を招待して映画の試験上映会を行うことも、権利制限の対象となるか。

ある行為が「著作物に表現された思想又は感情を享受」する目的で行われたものか否かは、最終的には司法の場での具体的に判断されることとなるが、その認定に当たっては、行為者の主観に関する主張のみが考慮されるわけではなく、利用行為の態様や利用に至る経緯等の客観的・外形的な状況も含めて総合的に考慮されるものと考えられる。

質問の事案については、仮に行為者が技術開発の試験のために映画を上映していると称していたとしても、多くの一般人を招待して映画の試験上映会を行っているという客観的・外形的な状況を踏まえると、当該映画の上映を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けて上映行為が行われているものと評価され、「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為には当たらないとの認定がされるものと考えられる。

(2)法第 47 条の4(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

問 18 規定の趣旨及び内容はどのようなものか。

著作権法は、著作物に表現された思想又は感情が享受されることにより、著作物が有する経済的価値が現実化することを前提として、その享受に先立って著作物の流通過程において行われる利用行為（複製，公衆送信，頒布等）をコントロールできる権利として著作権（複製権，公衆送信権，頒布権等）を付与することで、権利者の対価回収の機会を確保しようとしているものと考えられる。

このような考え方に基づくと、著作物の知覚を伴うが、権利者に対価回収の機会が用意されている「主たる著作物の利用行為」の補助的・補完的な行為にすぎないような行為、すなわち、「主たる著作物の利用行為」とは別に著作権者に対価回収の機会が与えられなかったとしても、権利者の対価回収の機会を損なうものではなく、独立した経済的な重要性を有さない利用行為については、著作権法が保護しようとしている権利者の利益を通常害するものではないと評価できるものと考えられる。

このため、今般の改正で法第47条の4を新設し、電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用に供することを目的とする場合（第1項）や、電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合（第2項）には、その必要と認められる限度において、利用することができることとし、これらの場合を広く権利制限の対象とすることとした。

問 19 法第 47 条の 4 第 1 項の規定により、どのような利用行為が許諾なく行えることとなるのか。

法第47条の4第1項は、電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用に供することを目的とする場合を権利制限の対象としている。

具体的には、

- ・インターネット上のウェブページを視聴する際に、ブラウザで効率的に著作物を表示するために、利用者のコンピュータにおいてキャッシュを作成する行為（第1号）
- ・情報処理を高速化するために利用者のコンピュータにおいてキャッシュを作成する行為（第1号）
- ・メインサーバーにおいて送信可能化されている著作物の送信を円滑に行うために、ミラーサーバーに著作物を複製する行為（ミラーリング）（第2号）
- ・企業や大学等の団体において、当該団体内部のネットワークと外部のインターネットとの境界にサーバーを設置し、当該団体内部の利用者が外部のウェブページにアクセスする場合の送信を効率的に行うために当該ウェブページの情報当該サーバーにキャッシュとして一定期間蓄積する行為（フォワードキャッシュ）（第2号）

- ・グリッドコンピューティング等の分散処理のために著作物を公衆送信する行為（第2号）
- ・動画共有サイトにおける著作物の送信を効率的に行うために、ファイル形式を統一化するための複製や各種ファイルの圧縮をする行為（第3号）

等が権利制限の対象として挙げられるものと考えられるが、こうした例に限らず、著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用に供することを目的とする場合における著作物の利用については、幅広く権利制限の対象となる。

問 20 法第 47 条の 4 第 2 項の規定により、具体的にどのような利用行為が許諾なく行えることとなるのか。

法第47条の4第2項は、電子計算機における利用に供される著作物について、当該電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合を権利制限の対象としている。

具体的には、

- ・著作物が記録されたハードディスクを内蔵するパソコンを修理する際に、著作物の利用を行うことができる状態を維持する目的で、一時的に他のハードディスクに著作物を移すために複製し、修理の完了後、パソコン内のハードディスクにデータを戻すために複製する行為（第1号）
- ・著作物が記録されたメモリを内蔵するスマートフォンを新しいスマートフォンに交換する際に、著作物の利用を行うことができる状態を維持することを目的として、古いスマートフォンのメモリから新しいスマートフォンのメモリにデータを移行させるために、古いスマートフォンのメモリからデータを削除しつつ新しいスマートフォンにデータを複製する行為（第2号）
- ・サーバーに記録された著作物が滅失してしまう事態に備えて、直ちに著作物を利用することができる状態に回復することを目的として、サーバーのハードディスクのデータのバックアップコピーを作成する行為（第3号）

等が権利制限の対象として挙げられるものと考えられるが、こうした例に限らず、電子計算機における著作物の利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復するために行われる利用に供することを目的とする場合における著作物の利用については、幅広く権利制限の対象となる。

問 21 法第 47 条の 4 第 1 項の各号（次に掲げる場合）と柱書の「（その他これらと同様に）当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合」とは、どのような関係にあるか。また、法第 47 条の 4 第 2 項の各号（次に掲げる場合）と柱書の「（その他これらと同様に）当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合」とは、どのような関係にあるか。

法第47条の4第1項の各号（次に掲げる場合）は、柱書の「（その他これらと同様に）当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合」に当たる場合の典型的な例を示したものである。したがって、各号に掲げられる場合に当たらなくとも、「（その他これらと同様に）当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に1供することを目的とする場合」に当たれば、権利制限の対象となる。法第47条の4第2項についてもこれと同様である。

なお、法第30条の4は「次の各号に掲げる場合その他の……」と規定しているのに対し、法第47条の4第1項及び第2項では「次の各号に掲げる場合その他これらと同様に……」と規定しており規定振りが異なっている。これは、法第30条の4では、権利制限の対象となる行為について柱書において明確に規定した上で、各号では法の安定性を確保する観点や予測可能性をより高める観点から、当該行為に該当する典型的な場合を例として掲げているため、「次に掲げる場合その他の……」と規定しているのに対し、法第47条の4第1項及び第2項では、権利制限の対象となる場合として柱書に規定する場合が指し示す内容・範囲を明確にする観点から、相互に一定の類似性が認められる複数の典型的な行為を各号に掲げているため、「次に掲げる場合その他これらと同様に……」と規定していることを理由とする。

問 22 法第 47 条の 4 第 1 項及び第 2 項ただし書の「…著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に当たるか否かはどのように判断されるか。

法第47条の4第1項及び第2項のただし書では、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、権利制限の適用を受けないことを定めている。これに該当するか否かは、同様のただし書を置いている他の権利制限規定（法第35条第1項等）と同様に、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的市場を阻害するかという観点から判断されることになる。

具体的な判断は最終的に司法の場でなされるものであるが、例えば、①動画共有サイトにおいて、利用者が低い画質でアップロードした動画ファイルをサイト側が効率的な送信を行うことができるファイル形式に変換する際に精細な動画に変換される場合や、②機器を交換する際に、新しい機器に著作物を複製しつつ、古い機器の著作物を削除せず、両方の機器において著作物を利用できるようになる場合は、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するものと考えられる。

問 23 今般の改正で整理・統合された旧法の各規定で許諾なく行える行為について、引き続き権利制限の対象となるか。

法第47条の4第1項及び第2項では、旧法の規定に該当する行為を各号に掲げることとしている一方で、旧法の規定には存在しなかった「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」とのただし書が規定されているが、問10で述べたところと同様に、これらの規定が権利制限の対象として想定していた行為は、今般の改正後においても、引き続き許諾なく行えるものと考えられる。

また、例えば、法第47条の4第1項においては、旧法第47条の5で規定されていた「特定送信装置」を用いる場合を明示していないが、これは、各号では権利制限の趣旨が妥当する典型例を掲げるとともに、条文の複雑化を避ける観点から明文の規定を設けることはしなかったにすぎず、第47条の4第1項の規定の趣旨からすれば、柱書により権利制限の対象となるものと考えられる。そのほか、旧法の各規定に定められていた場合等が削除されているものについても同様の考え方が妥当するものと考えられる。

(3)法第 47 条の5(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

問 24 規定の趣旨及び内容はどのようなものか。

昨今のデジタル・ネットワーク技術や情報処理技術の発展により、コンピュータを用いて大量のデータを処理し、そこから有用な情報を抽出する様々なサービスを提供することが可能となっており、これによって、サービス利用者が自己の関心に合致する著作物等の書誌情報や所在に関する情報を提供するサービス（所在検索サービス）や情報解析によって新たな知見や情報を生み出すサービス（情報解析サービス）に該当する様々なサービスが提供されている。

これらのサービスは、電子計算機による情報処理により新たな知見又は情報を提供する点において社会的意義が認められるとともに、これらのサービスで行われる著作物の利用は、サービスの主目的である新たな知見又は情報の提供に付随して行われるものであり、著作物の利用を軽微な範囲にとどめれば、基本的に著作権者が当該著作物を通じて対価の獲得を期待している本来的な販売市場等に影響を与えず、ライセンス使用料に係る不利益についても、その度合いは小さなものに留まるものと考えられる。また、多くの場合、電子計算機による情報処理の結果として得られる知見又は情報の質を高めようとするほど、膨大な著作物を利用することが必要となり、契約により対応することが現実的に困難となる。こうした事情を踏まえれば、一定の条件の下でこれらのサービスを権利制限の対象とすることが妥当であると考えられる。

このため、今般の改正で法第47条の5を新設し、電子計算機を用いて、新たな知見や情報を創出する所在検索や情報解析等の情報処理を行い、及びその結果を提供する者（政省令で定める基準に従う者に限る。）は、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、著作物を軽微な範囲で提供する行為を行うことができることとする（第1項）とともに、当該行為の準備を行う者が、準備のために複製等を行うことができることとした（第2項）。

問 25 法第 47 条の 5 第 1 項の適用を受ける主体はどのような者か。

法第47条の5第1項の適用を受ける主体は、「電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）」と規定されている。

各号においては、①所在検索サービス（所在検索及びその結果の提供。第1号）、②情報解析サービス（情報解析及びその結果の提供。第2号）、③政令で定めるサービス（政令で定める情報処理及びその結果の提供。第3号）を掲げている。それぞれの内容については問26～問28参照。法第30条の4や法第47条の4と異なつて、法第47条の5第1項では「各号に掲げる行為を行う者」に主体が限定されていることから、各号に掲げる行為以外を行う者が、法第47条の5第1項の適用を受けることはない。

各号に掲げる行為の「一部を行う者」も主体に含まれることから、例えば、自らは情報解析を行わず（情報解析自体は別の事業者が行う）、情報解析の結果の提供のみを行う者も、法第47条の5第1項の適用を受ける主体となり得る。

また、法第47条の5第1項の適用を受ける主体は、政令で定める基準に従つて、各号に掲げる行為を行うことが求められているところ、政令で定める基準については問33参照。

問 26 法第 47 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する「所在検索サービス」とはどのようなものか。

法第47条の5第1項第1号では、「所在検索サービス」について、「電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること」と規定している。

これに該当する所在検索サービスとしては、例えば、利用者が入力したキーワードに関連する情報（検索情報）が掲載された書籍の題号や著作者名、検索情報が掲載されたウェブページのURLを検索し、その結果（書籍の題号や著作者名、ウェブページのURL）を提供するサービスが想定され、当該検索結果の提供に付随して、当該検索結果の確認の便宜のために書籍やウェブサイト中でキーワードが用いられている本文の一部分を提供する形で著作物を利用することが権利制限の対象となる。

旧法第47条の6では、「公衆の求めに応じ」て検索をすることが要件となっていたが、法第47条の5第1項第1号では、そのような要件は存在しないため、上記の例のように利用者によるキーワードの入力に応じて検索結果を表示するものに限らず、例えば、ユーザーの嗜好に合わせてサービス提供者側で適宜のキーワードを選択して検索を行い提供する、いわゆる「プッシュ型」の検索サービスも同号に規定する所在検索サービスに当たる。

問 27 法第 47 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する「情報解析サービス」とはどのようなものか。

法第47条の5第1項第2号では、「情報解析サービス」について、「電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。」と規定しており、「情報解析」については、第30条の4第2号において「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うこと」と定義されている。

これに該当する情報解析サービスとしては、例えば、書籍などに含まれる大量の情報の中から必要な要素を抽出し、一定の特徴や傾向などを見出すなどの解析を行い、その結果を提供するサービスが想定され、当該解析結果の提供に付随して、当該解析結果の確認の便宜のために書籍中の本文の一部を利用することが権利制限の対象となる。

なお、上記のとおり、「情報解析」は「多数の著作物その他の大量の情報から・・・情報を抽出し、・・・解析を行うこと」を指すものであり、必ずしも、大量の著作物を用いる必要はない。このため、例えば、1つの著作物（例：1曲の音楽）に含まれる大量の情報（音）をもとに解析を行う行為も、これに該当することとなる。

問 28 法第 47 条の 5 第 1 項第 3 号に基づき政令で定めるサービスは、具体的にどのような内容のものがどのような手続で定められることとなるのか。

法第47条の5第1項第3号においては、所在検索サービス及び情報解析サービスのほか、「電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの」を、権利制限の対象となる行為類型として定めている。

これは、将来の技術の進展に伴って、所在検索サービスや情報解析サービスには該当しないものの、電子計算機による情報処理により新たな知見又は情報を創出するもので、国民生活の利便性の向上に寄与する行為に付随して行われる著作物の軽微利用に係るニーズが生じる可能性があることを踏まえて、一定の明確性・予測可能性を確保しつつ、当該ニーズに迅速に対応するため、権利制限の対象となる行為類型を政令において追加できるようにしたものである。

新たなニーズが同条の趣旨に妥当するものであると評価されるためには、同項に規定する要件である、①サービス実施の目的上必要な限度で著作物等を利用するものであること、②サービス実施に付随して著作物等を利用するものであること、③著作物等の利用が軽微なものであること、④著作物等の利用が権利者の利益を不当に害するものではないこと、をそれぞれ満たし得るものであることが求められる。さらに、これらを満たし得ることに加え、同号に規定する要件として、⑤所在検索サービスや情報解析サービスの定義に当てはまらないこと、⑥電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であること、⑦国民生活の利便性の向上に寄与するものであること、をそれぞれ満たすものでなければならない。

この点、立法時点では、同項第1号及び第2号において、書籍検索サービスや論文剽窃検証サービスといった個別具体的なサービスを規定するのではなく、「検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること」（第1号）、「情報解析を行い、及びその結果を提供すること」（第2号）というように、同条の権利制限の対象とすることが妥当と考えられる様々なサービスに共通する要素を抽出して相当程度抽象的な形で権利制限の対象となる行為類型を規定していることから、同項第3号の規定に基づき政令で追加的に定める行為類型が予め想定されていたわけではない。

法案成立後には、同条の趣旨が妥当する新たなニーズを把握するため、文化庁においてホームページを通じて幅広くニーズの募集を行い、政令で追加的に定めるべき行為類型について、寄せられたニーズをもとに文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において法制的な観点から審議を行った。その結果、寄せられたニーズについては、①所在検索サービス又は情報解析サービスに該当し得るものであり、別途政令に制定するに足る必要性が認められない、②「各号に掲げる行為に付随して著作物を利用すること」との要件に適合しないことが明らかであるか、当該要件に適合しない疑いが相当程度存在する、のいずれかに該当するものと整理された。

以上を踏まえ、現時点では政令において特段の規定は設けないこととしているが、政令のニーズ募集については今後も実施していく予定であり、本資料の周知を丁寧に行った上で、一定の期間を置いて改めて実施することを予定している。

政令で行為類型を追加的に定めるに当たっては、具体的なニーズにのみ対応した個別具体的な形ではなく、同項第1号及び第2号と同様に相当程度抽象的な形で権利制限の対象となる行為類型を規定することが想定される。

問 29 著作物の利用行為が情報処理の結果の提供等に「付随」するものであるか否かは、どのように判断されることとなるのか。

法第47条の5第1項により権利制限の対象となる利用行為は、同項各号に掲げる行為、すなわち所在検索や情報解析等の情報処理の結果の提供等に「付随」するものでなければならぬこととされている。

具体的には、①情報処理の結果の提供に係る行為と、②著作物を軽微な範囲で提供する行為とをそれぞれ区分して捉えた上で、前者が主たるもの、後者が従たるものという位置付けであることが求められるものと考えられる。

例えば、インターネット情報検索サービスの場合では、①検索結果としてのURLの提供という情報処理の結果の提供に係る行為と、②スニペットやサムネイルの提供という著作物を軽微な範囲で提供する行為とが、それぞれ区分して捉えられた上で主従の関係を有することから、「付随」するものであると考えられる。

一方で、情報処理の結果の提供に係る行為が著作物そのものを提供するものである場合には、当該行為と著作物を軽微な範囲で提供する行為が一体化していることから、「付随するものとは評価できないものと考えられる。

問 30 著作物の利用行為が「軽微」であるか否かは、どのように判断されることとなるのか。

法第47条の5第1項により権利制限の対象となる利用行為は、「軽微」なものでなければならないこととされている。ここにいう「軽微」であるか否かは、利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度などの外形的な要素に照らして最終的には司法の場で具体的に判断されることとなる。

具体的には、「公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合」は、例えば楽曲であれば、全体の演奏時間のうち何パーセントに当たる時間が利用されているか、「その利用に供される部分の量」は、例えば小説であれば、どの程度の文字数が利用されているか、「その利用に供される際の表示の精度」は、例えば写真の画像データであれば、どの程度の画素数で利用されているか、「その他の要素」としては、例えば紙媒体での表示の大きさ、写真の紙面への掲載であれば何平方センチメートルの大きさを利用されているか、といったことをそれぞれ意味するものと考えられる。

こうした「軽微」に該当するか否かは、権利者に及び得る不利益が軽微なものに留まることを担保するため、専ら著作物の利用に係る外形的な要素に照らして判断されるべきものであり、利用目的の公共性等の要素が考慮されるものではない点に留意する必要がある。

なお、「軽微」であるか否かは、結果の提供・提示に付随して著作物を公衆に提供・提示する際の当該著作物の利用態様等により判断されるものであり、検索や情報解析などの情報処理の過程での著作物の内部的な利用は、法第47条の5第2項等の規定を根拠に行うことができるものと考えられる。

問 31 法第 47 条の 5 第 1 項の著作物の利用行為が「著作権者の利益を不当に害する場合」であるか否かは、どのように判断されることとなるのか。

法第47条の5第1項ただし書では、著作権者の利益が不当に害されることとなる場合には、権利制限の適用を受けないことを定めており、これに該当するか否かは、同様のただし書を置いている他の権利制限規定と同じく、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から、最終的には司法の場で具体的に判断されることになる。

例えば、辞書のように複数ある語義のうち一部のみでも確認されれば本来の役割を果たすような著作物について当該一部を表示することや、映画の核心部分のように一般的に利用者の有している当該著作物の視聴等にかかわる欲求を充足するような著作物について当該核心部分を著作物の一部分として表示することは、そのオリジナルの著作物の視聴等に係る市場に悪影響を及ぼし得ることから、利用の態様によっては、同項ただし書に該当することとなり、同項の権利制限の対象とならないものと考えられる。

問 32 法第 47 条の 5 第 2 項はどのような行為を権利制限の対象としたものか。

法第47条の5第2項では、同条第1項の規定による軽微利用の準備のための複製等を権利制限の対象としている。所在検索サービスを例にとれば、サービスの提供に付随して本文の一部分の提供を軽微利用として行う場合に、その準備のために、書籍をスキャンして電子データ化したり、ウェブページを保存したりして、検索用データベースを作成する行為等が対象として想定される。

ここでは、検索用データベースの作成事業者と、同条第1項に基づく検索サービスを提供する事業者が同一である必要はないため、データベースの作成事業者が、検索サービス提供を行う他の事業者に対して、データベースを譲渡したり、公衆送信したりする行為等も権利制限の対象となる。

また、軽微利用の準備のために必要と想定される行為を幅広く権利制限の対象とする観点から、複製（書籍のPDF化、PDFからのテキストデータ化など）、データ提供のための公衆送信（サーバーを通じてデータを送るなど）や複製物の頒布（データを記録したHDDの譲渡・貸与など）も権利制限の対象としている（第47条の6第1項第1号において、翻訳・変形・編曲・翻案も権利制限の対象となっている）。

なお、同項は、あくまでサービス提供の準備段階でのデータベースの作成等のための著作物利用を念頭においた規定であり、その目的を超えて著作物を視聴等に供したり一般公衆への提供・提示したりするものではないことから、第1項と異なり、その利用の態様を軽微なものに限定していない。

問 33 法第 47 条の 5 の規定により著作物を利用する者が従うべき「政令で定める基準」は具体的にどのような内容であり、基準の順守に当たって具体的にどのような点に留意する必要があるのか。

法第47条の5の規定による著作物等の軽微利用を行うに当たっては、既に法律上の要件（軽微なものであること、付随するものであること等）として、権利者の利益を不当に害しないための措置が求められるものの、それらの要件が抽象性の高いものであり、かつ、著作物等が享受の対象として公衆に提供されうるものとなることから、著作物等利用の適正性の担保に万全を期す必要がある。

これを踏まえ、法第47条の5第1項の規定により著作物を利用する主体は別途「政令で定める基準」に従うべきものとしており、同条の権利制限の対象となるサービス全般に適用される基準として、令第7条の4第1項では、当該サービスに使用するデータベース等に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること（第三者による使用を技術的に管理・制限する手段を講じることや、インターネットに接続されていないスタンドアローンの端末に保存することなどを想定）（第2号）、著作物等の利用を適正に行うために必要な措置として「文部科学省令で定める措置」を講ずること（第3号）を規定している。この「文部科学省令で定める措置」として、規則第4条の5では、あらかじめ、法第47条の5第1項に規定する要件の解釈を記載した書類（文化庁や著作権法に精通している学者・弁護士等による解説書・解説記事）の閲覧、学識経験者（学者・弁護士等が想定されるが、必ずしも外部の第三者である必要はなく、企業内の法務部等に所属する者でも良い）に対する相談その他の必要な取組を行うこと（第1号）、実施するサービスに関する問合せを受けるための連絡先等を合理的な方法及び程度により明示すること（本件に特化したものである必要はなく、一般的な問合せ窓口やフォーム等の中で、本件に関する問合せを受けることでも足りる）（第2号）を規定している。

なお、インターネット情報検索サービスについては、広く一般に情報の存在や内容等を拡散することとなるサービスの性質等に鑑み、旧法第47条の6及び旧令第7条の5で定められていた基準を踏まえ、一部基準の見直しを行いながら、引き続き同様の基準を設けることとしている。具体的には、令第7条の4第1項第1号では、ID・パスワード等により受信を制限するための手段が講じられた情報は、当該手段を講じた者の承諾を得たものに限って利用すること（同号イ）、検索結果の提供を適正に行うために必要な措置として「文部科学省令で定める措置」を講ずること（同号ロ）としている。この「文部科学省令で定める措置」として、規則第4条の4では、robots.txtファイルやHTML等に特定の事項が一般の慣行に従って記載されている場合には、そうした記載の対象となる情報を検索結果に表示しないことを規定している。

また、法第47条の5第2項の規定により、所在検索サービスや情報解析サービスといった同条第1項各号に掲げる行為の準備を行う主体が従うべき「政令で定める基準」として、軽微利用の準備のためにデータベース等の作成等を行う者について、令第7条の4第2項では、データベース等に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じること（第2号）を規定している。なお、インターネット情報検索サービスに係る軽微利用の準備を行う場合には、当該サービスの実施にあたって同条第1項第1号の基準に従うことが求められていることを踏まえ、当該サービスを実施する者が当該基準を満たすこととなるよう必要な措置を講じること（ID・パスワード等で管理された情報やrobots.txt等により収集禁止措置が講じられた情報について、はじめから収集しないようにすることやデータベース等の整理を行う段階で除外すること、データベース等を提供する際に提供先の事業者が基準を遵守するよう契約書に明記することなどを想定）（第1号）を併せて規定している。

問 34 旧法第 47 条の 6 の規定により許諾なく行える行為は、引き続き法第 47 条の 5 の規定により許諾なく行えることとなるのか。

法第47条の5は、旧法第47条の6の規定と比べて、「付随」及び「軽微」との要件や、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」とのただし書が付加されているが、以下のとおり考えられることから、旧法第47条の6により適法に行うことが想定される行為については、今般の改正後においても、引き続き許諾なく行えるものと考えられる。

①「付随」及び「軽微」要件の付加について

旧法第47条の6は、当時既に広く提供されていたインターネット情報検索サービスについて、当該サービスにおける著作物の利用態様を踏まえ、その適法性を明確化するために権利制限規定の整備を行ったものである。

具体的には、インターネット情報検索サービスにおいては、検索結果としてウェブサイトのタイトルやURLとともに、そのウェブサイト内の文章の数行程度（スニペット）を表示したり、小さなサイズに縮小された画像（サムネイル）を表示したりすることが慣行として行われていたところ、サービスの目的が著作物の提供自体ではなく、利用者に著作物の所在情報を提供することによってオリジナルのウェブサイトへと誘導すること（著作物の利用は、あくまでそれに付随するもの）であるとともに、同サービスのために必要な限度で行われる著作物の表示は軽微なものに留まることから、著作権者の利益に悪影響を及ぼさないと判断し、権利制限を行ったものであると考えられる。

したがって、旧法第47条の6の規定により可能であった行為は、法第47条の5に規定する「付随」や「軽微」との要件を満たすものと考えられる。

②ただし書の付加について

問10と同様の理由により、ただし書を付加しているが、旧法第47条の6により適法に行うことが想定されている行為については、基本的には著作権者の利益を不当に害するものではないと考えられることから、今般の改正後においても、引き続き許諾なく行えるものと考えられる。

なお、法第47条の5が適用される主体が従う必要がある「政令で定める基準」は、問33のとおり、旧法第47条の6が適用される主体が従う必要がある「政令で定める基準」と内容が異なっており、令第7条の4第1項第2号及び第3号の基準、第7条の4第2項の基準は旧法第47条の6に係る旧令第7条の5には存在しなかったものである。この点については、平成30年12月31日の時点で旧法第47条の6の規定により著作物を利用していた者については、令和元年12月31日までの間は旧法第47条の6及び旧令第7条の5の規定が効力を有することとなっている（著作権法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第360号）附則第3項）。このため、それまでの間は新たに設けられた基準に従う必要はなく、従前の基準を遵守していれば良いが、その後は、新たに設けられた基準に従う必要があることには留意が必要である。新たに設けられた基準の詳細については問33参照。

問 35 キーワードに関連するインターネット上のウェブページや画像のURLを検索し、その結果を提供するサービスにおいて、URLの提供とともにウェブページ等の一部分を提供する行為（「インターネット情報検索サービス」）は、権利制限の対象となるか。いわゆるディレクトリ型の検索サービスや、サジェスト機能による検索についても対象となるか。

キーワードに関連するインターネット上のウェブページや画像のURLを検索し、その結果を提供する行為は、検索により求める情報の所在に関する情報を検索しているものであり、法第47条の5第1項第1号に規定する「所在検索サービス」に該当する。

そして、当該サービスにおいてURLの提供とともにウェブページ等の一部分を利用する行為は、当該ウェブページ等がユーザーの求める情報かであるか否か容易に確認することができるようにするために提供されるものであり、通常は、結果の提供に「付随」するものと考えられる。

このため、その検索結果の提供とともに著作物の一部分を提供する行為は、軽微性など、同条に規定する他の要件を充足する場合には、第47条の5による権利制限の対象となるものと考えられる。

旧法第 47 条の 6 では「公衆の求めに応じ」て検索をすることが要件となっていたが、法第 47 条の 5 第 1 項第 1 号では、そのような要件は存在しないため、上記の例のように利用者によるキーワードの入力に応じて検索結果を表示するものに限らず、例えば、サジェスト機能（利用者がキーワードを入力している途中の段階で、入力候補のキーワードを提示する機能）を用いて検索・結果提供を行うサービスや、ユーザーの嗜好に合わせてサービス提供者側で適宜のキーワードを選択して検索を行う、いわゆる「プッシュ型」の検索サービスも同号に規定する所在検索サービスに該当することとなる。

また、旧法第 47 条の 6 に基づく旧施行令第 7 条の 5 第 1 号では、「送信可能化された情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと」を規定することで、対象をいわゆる「ロボット型」の検索サービスに限定していたが、施行令第 7 条の 4 ではこのような要件を設定していないことから、人間の手によって情報の収集、整理及び提供が行われる、いわゆる「ディレクトリ型」の検索サービスについても同号に規定する所在検索サービスに該当することとなる。

問 36 ①あるキーワードが含まれる書籍の情報を検索し、その結果を提供するサービスにおいて、結果提供とともに書籍の本文の一部分を提供する行為、②利用者が録音した音声に含まれる楽曲を検索し、その結果を提供するサービスにおいて、結果提供とともに楽曲の一部分を提供する行為、③自分の関心のあるキーワードが放送されたテレビやラジオ番組を検索し、その結果を提供するサービスにおいて、結果提供とともに番組の一部分を提供する行為は、権利制限の対象となるか。

質問の①から③のサービスは、いずれも検索により求める情報の特定又は所在に関する情報を検索しているものであり、第 47 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する検索サービスに該当する。

そして、これらのサービスにおいて結果の提供とともに著作物の一部分を利用する行為は、当該著作物がユーザーの求める情報であるか否か容易に確認することができるようにするために提供されるものであり、通常は、結果の提供に「付随」するものと考えられる。

このため、その検索結果の提供とともに著作物の一部分を提供する行為は、軽微性など、同条に規定する他の要件を充足する場合には、法第 47 条の 5 による権利制限の対象となるものと考えられる。

なお、検索結果の確認の便宜のために必要であるなど検索結果の提供に必要と認められるのであれば、上記のサービスにおいて、入力したキーワードが含まれる本文や検索対象の楽曲音声・テレビ番組映像以外の情報、例えば、書籍の表紙（書影）や楽曲の CD ジャケットなどの画像を検索結果の提供に付随して提供することも、第 47 条の 5 により権利制限の対象となるものと考えられる。

問 37 ある作家の著書リストを掲載し、リストの中で著書の書誌情報を提供するサービスにおいて、書誌情報とともに本文の一部を掲載する行為は、権利制限の対象となるか。

問 36①から③のサービスとは異なり、当該サービスでは、ある作家の著書リストを掲載し、当該著書の書誌情報を提供しているだけで、検索や情報解析などの電子計算機による情報処理を行っていないものと考えられることから、当該書誌情報の提供に付随して本文の一部を掲載することは法第 47 条の 5 第 1 項による権利制限の対象とはならないものと考えられる。

問 38 ①ユーザーの装着した眼鏡型のデバイス等を用いて、話し相手や会話内容等の情報を入手し、これらの情報に関連する情報の所在を検索して、検索結果を眼鏡型デバイス上に表示するサービスにおいて、関連する情報の一部を提供する行為や、②自動車内に搭載する各種センサーを用いて、周辺の店舗の口コミや都市イベント等の情報を入手し、これらの情報に関連する情報の所在を検索して、検索結果を車のフロントガラス等に表示するサービスにおいて、関連する情報の一部を提供する行為は、権利制限の対象となるか。

旧第 47 条の 6 では「公衆からの求めに応じ」て検索を行うことを要件としていたが、法第 47 条の 5 第 1 項第 1 号では、こうした要件を課していないため、ユーザーによるキーワードの入力等の動作は必要ではなく、例えば、センサーにより情報を取得して自動的に検索・表示を行うような場合にも、同号に規定する検索サービスに該当する。

そして、これらのサービスにおける結果の提供とともに著作物の一部を利用する行為は、当該関連する情報がユーザーの求める情報であるか否か容易に確認することができるようにするために提供されるものであり、通常は、結果の提供に「付随」するものと考えられる。

このため、①及び②のサービスにおける結果の提供とともに著作物の一部を利用する行為については、軽微性など、同条に規定する他の要件を充足する場合には、法第 47 条の 5 による権利制限の対象となるものと考えられる。

問 39 対象の論文について、他の論文等と比較等することにより、剽窃の可能性を検出し、その結果を提供するサービスにおいて、結果の提供とともに対象の論文と同じ記述を有する他の論文の一部を提供する行為は、権利制限の対象となるか。

対象の論文について、他の論文等と比較等することにより、剽窃の可能性を検出し、その結果を提供する行為は、情報解析（…大量の情報から、当該情報を構成する…要素に係る情報を抽出し、…解析を行うこと）及びその結果の提供に該当するものと考えられることから、法第47条の5第1項第2号に規定する情報解析サービスに該当する。

そして、当該サービスにおいて結果の提供とともに対象の論文と同じ記述を有する他の論文の一部を利用する行為は、分析結果が適切な根拠に基づいて示されたものであるかを確認するためのものであり、通常は、結果の提供に「付随」するものと考えられる。

このため、当該サービスにおける結果の提供とともに著作物の一部を利用する行為については、軽微性など、同条に規定する他の要件を充足する場合には、第47条の5による権利制限の対象となるものと考えられる。なお、問30で記載のとおり、軽微性は、結果の提供・提示に付随して著作物を公衆に提供・提示する際の当該著作物の利用態様等により判断されるものであり、情報解析などの情報処理の過程での論文の内部的な利用は、法第47条の5第2項等の規定を根拠に行うことができるものと考えられる。

問 40 特定の情報についての評判が掲載されているブログや新聞、雑誌等の内容を分析し、その結果を提供するサービスにおいて、結果の提供とともにブログ等の一部を提供する行為は、権利制限の対象となるか。

特定の情報についての評判が掲載されているブログや新聞、雑誌等の内容を分析し、その結果を提供する行為は、情報解析（…大量の情報から、当該情報を構成する…要素に係る情報を抽出し、…解析を行うこと）及びその結果の提供に該当するものと考えられることから、法第47条の5第1項第2号に規定する情報解析サービスに該当する。

そして、当該サービスにおいて結果の提供とともにブログ等の一部を利用する行為は、分析結果が適切な根拠に基づいて示されたものであるかを確認するためのものであり、通常は、結果の提供に「付随」するものと考えられる。

このため、当該サービスにおける結果の提供とともに著作物の一部を利用する行為については、軽微性など、同条に規定する他の要件を充足する場合には、第47条の5による権利制限の対象となるものと考えられる。

問 41 患者の病状を踏まえて、過去の症例、治療方法、薬効等に関する様々な情報から最適な治療方法を分析し、その結果を提供するサービスにおいて、結果の提供とともに最適な治療方法と判断した根拠となる情報の一部を提供する行為は、権利制限の対象となるか。

患者の病状を踏まえて、過去の症例、治療方法、薬効等に関する様々な情報から最適な治療方法を分析し、その結果を提供する行為は、情報解析（…大量の情報から、当該情報を構成する…要素に係る情報を抽出し、…解析を行うこと）及びその結果の提供に該当するものと考えられることから、第47条の5第1項第2号に規定する情報解析サービスに該当する。

そして、当該サービスにおいて結果の提供とともに最適な治療方法と判断した根拠となる情報の一部を利用する行為は、分析結果に示される治療方法が適切な根拠に基づいて示されたものであるかを確認するためのものであり、通常は、結果の提供に「付随」するものと考えられる。

このため、当該サービスにおける結果の提供とともに著作物の一部を利用する行為については、軽微性など、同条に規定する他の要件を充足する場合には、法第47条の5による権利制限の対象となるものと考えられる。

問 42 ユーザーがSNSに書き込んだ内容や閲覧している内容等からユーザーの嗜好を分析し、ユーザーが興味を持つと思われるコンテンツに関する情報を提供するサービスにおいて、当該情報の提供とともに当該コンテンツの一部を提供する行為は、権利制限の対象となるか。

ユーザーがSNSに書き込んだ内容や閲覧している内容等からユーザーの嗜好を分析し、ユーザーが興味を持つと思われるコンテンツに関する情報を提供する行為は、情報解析（…大量の情報から、当該情報を構成する…要素に係る情報を抽出し、…解析を行うこと）及びその結果の提供に該当するものと考えられることから、第47条の5第1項第2号に規定する情報解析サービスに該当する。

そして、当該サービスにおいて結果の提供とともにコンテンツの一部を利用する行為は、分析結果として提供されるコンテンツがユーザーが興味を持つコンテンツであるか否かを容易に確認することができるようにするためのものであり、通常は、結果の提供に「付随」するものと考えられる。

このため、当該サービスにおける結果の提供とともに著作物の一部を利用する行為については、軽微性など、同条に規定する他の要件を充足する場合には、第47条の5による権利制限の対象となるものと考えられる。

問 43 ユーザーが自ら歌唱・演奏した音源をプロの歌唱・演奏した音源と比較等して分析し、その結果を提供するサービスにおいて、その結果の提供とともにプロの歌唱・演奏した音源の一部を提供する行為は、権利制限の対象となるか。

ユーザーが自ら歌唱・演奏した音源をプロの歌唱・演奏した音源と比較等して分析し、その結果を提供する行為は、情報解析（…大量の情報から、当該情報を構成する…要素に係る情報を抽出し、…解析を行うこと）及びその結果の提供に該当するものと考えられることから、法第47条の5第1項第2号に規定する情報解析サービスに該当する。

そして、当該サービスにおいて結果の提供とともにプロの歌唱・演奏した音源の一部を利用する行為は、分析結果に示されるプロの歌唱・演奏した音源との差異を体感して理解できるようにするためのものであり、通常は、結果の提供に「付随」するものと考えられる。

このため、当該サービスにおける結果の提供とともにプロの歌唱・演奏した音源の一部を提供する行為については、軽微性など、同条に規定する他の要件を充足する場合には、法第47条の5による権利制限の対象となるものと考えられる。

第二部 解説

概要解説

1. 検討の経緯

I o T・ビッグデータ・人工知能（A I）等の技術革新による「第4次産業革命」は我が国の生産性向上の鍵と位置付けられ、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されている。

このような技術革新の中、改正前の著作権法について、権利制限規定を利用の目的や場面ごとに一定程度具体的に規定しているため、類似の行為でも条文上明記されていなければ形式的には違法となるので利用の萎縮が生じているとの指摘や、技術革新を背景とした新たな著作物の利用ニーズへの対応が困難であるとの指摘がなされてきた。こうした指摘を受けて、情報通信技術の進展等の時代の変化に対応した著作物の利用の円滑化を図るため、「柔軟な権利制限規定」の整備についての検討が開始された。

文化審議会著作権分科会においては、デジタル化・ネットワーク化の進展等の社会の変化に伴う新たな時代における著作物の利用に係る現在又は将来のニーズを文化庁の一般公募により幅広く募集し、ニーズの全体像の把握、整理及び優先順位付けを行うとともに、著作権法における権利制限規定の柔軟性が我が国に及ぼす効果と影響等について、国内企業約3,700社に対するアンケート調査や権利者団体及び利用者団体に対するヒアリング調査等を踏まえ、知的財産法に加え、憲法、民法、刑法、法社会学、法と経済学、文化経済学等の様々な分野の専門家からなる委員の検討を経て、客観的かつ多面的な分析を行った上で、我が国において最も望ましいと考えられる柔軟な権利制限規定の在り方について検討を行うこととした。

こうした検討の結果、我が国の大半の企業や団体は高い法令順守意識や訴訟への抵抗感を持っており、規定の柔軟性よりも明確性を重視していること等から、非常に柔軟性の高い一般的・包括的な権利制限規定を創設した場合には、公正な利用の促進はそれほど期待できないと評価された。その一方で、国民に著作権に対する理解が十分に浸透していないこと等から、過失等による不公正な利用を助長する可能性が高まるものと評価された。また、法廷損害賠償制度や弁護士費用の敗訴者負担制度がない我が国の訴訟制度の下では、不公正な利用に対して権利者が訴訟をしても費用倒れになることが多く、不公正な利用が助長された場合に権利者が被る不利益は大きいものと評価された。さらに、立法府と司法府の役割分担の在り方との関係でも非常に柔軟性の高い権利制限規定を設けることは民主的正統性の観点から必ずしも望ましいとは言えないこと、刑罰法規の明確性の原則との関係でも疑義が残ることが明らかとなった。

以上を踏まえ、平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書では、こうした我が国の諸状況を前提とすれば、米国のフェア・ユース規定のような非常に柔軟性の高い一般的・包括的な規定ではなく、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せに

よる「多層的」な対応を行うことが適当であるとの判断がなされた。具体的には、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した3つの「層」について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当であると考えられ、①著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型（第1層）については、行為類型を適切な範囲で抽象的に類型化を行い、「柔軟性の高い規定」を、②著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型（第2層）については、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、著作物の利用の目的等によってある程度大きくくり範囲を画定し、「相当程度柔軟性のある規定」を、③公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型（第3層）については、立法府において、権利制限を正当化する社会的意義等の種類や性質に応じ、権利制限の範囲を画定した上で、それぞれの範囲ごとに「適切な柔軟性を備えた規定」を、それぞれ整備するべきとされた。

今般整備する「柔軟な権利制限規定」は、こうした考え方にに基づき、第1層及び第2層に対応するものである。具体的には、第1層に対応するものとして、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（新法第30条の4）、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（新法第47条の4）を、第2層に対応するものとして、電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等（新法第47条の5）を、それぞれ適切な柔軟性を持たせる形で整備することとした。なお、新たに規定を整備するに当たり、現行法の権利制限規定のうち新設する規定と権利制限の趣旨が共通するものについては、それぞれ当該新設規定に整理・統合することとしている。

2. 趣旨及び内容

(1) 法第30条の4(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

法第30条の4では、著作物は、技術の開発等のための試験の用に供する場合、情報解析の用に供する場合、人の知覚による認識を伴うことなく電子計算機による情報処理の過程における利用等に供する場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとしている。

具体的には、美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為、人工知能の開発を行うために著作物を学習用データとして収集して利用したり、収集した学習用データを人工知能の開発という目的の下で第三者に提供（譲渡や公衆送信等）したりする行為、コンピュータの情報処理の過程で、バックエンドで著作物をコピーして、そのデータを人が全く知覚することなく利用する行為、プログラムの調査解析を目的としてプログラムの著作物を利用する行為（いわゆる「リバース・エンジニアリング」）等が権利制限の対象として挙げられるものと考えられるが、こうした例に限らずとも、著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない著作物の利用については、幅広く権利制限の対象となっている。

なお、技術開発・実用化の試験のための利用（旧法第30条の4）や、電子計算機による情報解析のための複製等（旧法第47条の7）は、既に改正前の規定でも権利制限の対象とされているが、今般の改正に伴い、引き続き権利制限の対象とするとの趣旨の下で、これらの改正前の規定を法第30条の4に整理・統合することとしている。

(2)法第47条の4(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

法第47条の4では、電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合（第1項）や、電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合（第2項）には、その必要と認められる限度において、利用することができることとしている。

具体的には、ネットワークを通じた情報通信の処理の高速化を行うためにキャッシュを作成する行為、著作物が記録されたメモリを内蔵するスマートフォンを新しいスマートフォンに交換する際に、著作物の利用を行うことができる状態を維持することを目的として、古いスマートフォンのメモリから新しいスマートフォンのメモリにデータを移行させるために、古いスマートフォンのメモリからデータを削除しつつ複製する行為等が権利制限の対象として挙げられるものと考えられるが、こうした例に限らずとも、著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用に供することを目的とする場合や、電子計算機における著作物の利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復するために行われる利用に供することを目的とする場合における著作物の利用については、幅広く権利制限の対象となっている。

なお、複製機器の保守・修理のための一時的複製（旧法第47条の4第1項）、複製機器の交換のための一時的複製（旧法第47条の4第2項）、サーバー管理者による送信障害防止等のための複製（旧法第47条の5第1項第1号及び第2項）、サーバー滅失等に備えたバックアップのための複製（旧法第47条の5第1項第2号）、電子計算機におけるキャッシュのための複製（旧法第47条の8）、ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等（旧法第47条の9）は、既に改正前の規定でも権利制限の対象とされているが、今般の改正に伴い、引き続き権利制限の対象とするとの趣旨の下で、これらの改正前の規定を法第47条の4に整理・統合することとしている。

(3)法第47条の5(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

法第47条の5では、電子計算機を用いて、情報を検索し又は情報解析を行い、及びその結果を提供する者は、公表された著作物又は送信可能化された著作物について、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、軽微な利用を行うこと等ができることとしている。

具体的には、特定のキーワードを含む書籍を検索し、その書誌情報や所在に関する情報と併せて、書籍中の当該キーワードを含む文章の一部を提供する行為（書籍検索サービス）、大量の論文や書籍等をデジタル化して検索可能とした上で、検証したい論文につい

て、他の論文等からの剽窃の有無や剽窃率といった情報の提供と併せて、剽窃箇所に対応するオリジナルの論文等の本文の一部を表示する行為（論文剽窃検証サービス）等が権利制限の対象として挙げられるものと考えられるが、こうした例に限らずとも、サービス利用者が自己の関心に合致する著作物等の書誌情報や所在に関する情報を提供するサービス（所在検索サービス）や情報解析によって新たな知見や情報を生み出すサービス（情報解析サービス）といった同条各号に掲げる行為に該当する場合には、権利制限の対象となっている。

なお、インターネット情報検索サービス（旧法第47条の6）は、既に改正前の規定でも権利制限の対象とされているが、今般の改正に伴い、引き続き権利制限の対象とするとの趣旨の下で、これらの改正前の規定を法第47条の5に整理・統合することとしている。

逐条解説

1. 著作権法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 30 号)

(1) 法第 30 条の 4 (著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

ア. 規定の趣旨

著作権法は、著作権者に対して財産権としての著作権を付与することで、著作物が有する経済的価値についての利益の確保を可能としている。著作物が有する経済的価値は、通常、市場において、著作物の視聴等をする者が音楽や映画を鑑賞する等、当該著作物に表現された思想又は感情を享受してその知的・精神的欲求を満たすという効用を得るために対価の支払をすることによって現実化されていると考えられる。

このような考え方に基づくと、著作物の表現の知覚を伴わない利用行為（情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等）や、著作物の表現の知覚を伴うが、利用目的・態様に照らせば当該著作物に表現された思想又は感情の享受に向けられたものとは評価できない行為（技術開発の試験の用に供するための著作物の利用等）については、著作物に表現された思想又は感情を享受しようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている権利者の利益を通常害するものではないと評価できるものと考えられる。

改正前の著作権法においても、このような考え方にに基づき、旧法第30条の4（技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用）及び第47条の7（情報解析のための複製等）等が設けられていたものの、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であっても、これらの権利制限規定に形式的には該当しない行為については、実

質的には通常著作権者の対価回収機会を損なうものではないにもかかわらず、著作権侵害となり得るとの指摘がなされていた。

このため、今般の改正で法第30条の4を新設し、著作物は、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、利用することができることとし、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為を広く権利制限の対象とすることとした。

イ. 規定の内容

本条は、柱書において、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為を広く権利制限の対象としつつ、本条により権利制限の対象となる行為について法の予測可能性を高めるため、各号において、技術の開発等のための試験の用に供する場合（第1号）、情報解析の用に供する場合（第2号）、人の知覚による認識を伴うことなく電子計算機による情報処理の過程における利用等に供する場合（第3号）といった、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合として典型的に想定される場合を例示することとしている。

(ア) 法第30条の4柱書

① 対象となる利用場面について

本条は、柱書において、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」を権利制限の対象としている。

ここにいう「享受」とは、一般的には「精神的にすぐれたものや物質上の利益などを、受け入れ味わいたのしむこと」²を意味するとされており、ある行為が本条に規定する「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的とする行為に該当するか否かは、先に述べた立法趣旨及び「享受」の一般的な語義を踏まえ、著作物等の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為であるか否かという観点から判断されることとなるものと考えられる。

例えば、美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為は、通常、画像の歪みのなさや色合いの再現性等、開発中のカメラ等が求められる機能・性能を満たすものであるか否かを確認することを専ら目的として行われるものであり、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であると考えられる。また、複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製する行為は、通常、インクや金箔の見え方や耐久度等、開発対象の和紙が求められる機能・性能を満たすものであるか否かを確認することを専ら目的として行われるものであり、当該著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精

² 新村出編（2017）広辞苑（第七版）岩波書店 p762

神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であると考えられる。もつとも、和紙の機能、性能の確認のための試験に社会通念上必要な範囲を超えて著作物の利用を行うような場合は、利用態様に照らして享受を目的としているとの評価がなされる可能性もあることに留意が必要である。

なお、本条では「享受」の目的がないことが要件とされているため、仮に主たる目的が「享受」のほかにあったとしても、同時に「享受」の目的もあるような場合には、本条の適用はないものと考えられる。例えば、家電量販店等においてテレビの画質の差を比較できるよう市販のブルーレイディスクの映像を常時流す（上映）行為については、店側としては来店客に機器の性能の差を比較させる点を目的としているとしても、来店客が映像の視聴等を通じて、その知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることも容易に想定される。このような場合においては、店舗としても来店客が機器の性能の確認をせずに単に著作物に表現された思想又は感情を享受する可能性があることを認識しつつ、それを防ぐ特段の措置も採らずに映像を流しているものと評価できるため、当該行為が行われている客観的な状況を踏まえると、同時に「享受」の目的もあると認められることから、本条は適用されないものと考えられる。また、漫画の作画技術を身につけさせることを目的として、民間のカルチャー教室等で手本とすべき著名な漫画を複製して受講者に参考とさせるために配布したり、購入した漫画を手本にして受講者が模写したり、模写した作品をスクリーンに映してその出来映えを吟味してみたりするといった行為については、たとえその主たる目的が作画技術を身につける点にあると称したとしても、一般的に同時に「享受」の目的もあると認められることから、法第30条の4は適用されないものと考えられる。

「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為に該当するか否かの認定は、行為者の主観に関する主張のほか、利用行為の態様や利用に至る経緯等の客観的・外形的な状況も含めて総合的に考慮されるものである。例えば、人を感動させるような映像表現の技術開発目的であると称して多くの一般人を招待して映画の試験上映会を行うような場合は、客観的・外形的な状況を踏まえると、当該映画の上映を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けて上映行為が行われていると認定されるものと考えられる。

このように、とりわけ人の知覚による表現の認識を伴う場合において、「著作物に表現された思想又は感情」の「享受」を目的としない行為に該当するか否かについては、本条が営利目的で著作物を利用する場合も含めて幅広く権利制限を認めていることを含め、本条の立法趣旨及び「享受」の一般的な語義を、十分に踏まえて慎重に判断される必要がある。

なお、プログラムの著作物は表現と機能の複合的性格を有しており、プログラムの著作物に「表現された思想又は感情」とは当該プログラムの機能を意味するものと考えられるところ、その「表現された思想又は感情」の「享受」に該当するか否かは、当該プログラムを実行等することを通じて、その機能に関する効用を得ることに向けられた行為であるかという観点から判断されるものと考えられる。プログラムの著作物について対価回収の

機会が保障されるべき利用は、プログラムの実行等を通じて、プログラムの機能に関する効用を得ることに向けられた利用行為であると考えられることから、そのような目的のない利用行為については権利制限の対象とするのが本条の趣旨に合致するものと考えられる。このようなプログラムの著作物の性質を踏まえると、例えば、プログラムの調査解析を目的とするプログラムの著作物の利用（いわゆる「リバース・エンジニアリング」）は、プログラムを実行すること等によってその機能を享受することに向けられた利用行為ではないと評価できることから、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」に該当するものと考えられる。

②対象となる著作物について

本条の権利制限の対象となる著作物は、「公表された著作物」に限定することとはしておらず、著作物は全て権利制限の対象となるものとしている。昨今では、例えばビッグデータを用いた情報処理技術の開発のために、インターネット上の情報を大量に収集して試験に用いるといった新たな手法に対するニーズも高まってきており、このような場合において、利用しようとする送信可能化された情報が「公表」要件を満たすか否か、すなわち権限ある者によって送信可能化されたものであるか否かの確認を行うことは現実的に困難であることが考えられる。一方で、未公表の著作物を試験に用いたとしても、当該著作物において表現された思想又は感情の享受を目的としない著作物の利用に限定されることも踏まえれば、未公表著作物であるということをもって直ちに著作権者の利益を不当に害することにはならないと考えられるため、「公表された著作物」に限ることとはしていない。

③対象となる利用行為について

本条の権利制限の対象となる利用行為は、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」こととしており、複製に限らず、公衆送信、譲渡、上映、翻訳・翻案等の二次的著作物の創作、これにより創作された二次的著作物の利用等、支分権の対象となる行為は全て権利制限の対象となっている。これにより、例えば人工知能の開発を例にとると、自ら人工知能の開発を行うために著作物を学習用データとして収集して利用する場合のみならず、自ら収集した学習用データを第三者に提供（譲渡や公衆送信等）する行為についても、当該学習用データの利用が人工知能の開発という目的に限定されていれば、本条に該当するものと考えられる。もっとも、その利用は、必要と認められる限度において行うものでなければならない。

④ただし書について

本条ただし書では、著作権者の利益が不当に害されることとなる場合には、権利制限の適用を受けないことを定めている。これは、本条により権利制限の対象となる行為は、著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるものの、特定の場面に限らず「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」を幅広く権利制限の対象とするものであり、柔軟性の高い規定となっていること、技術の進展等により、現在想定されない新たな利用態様が現れる可能性もあること、著作物の利用市場も様々存在することから、本条の権利制限の対象となる行為によって著作権者の利

益が不当に害されることがないように定めているものである。また、著作権の制限にあたって「著作者の正当な利益を不当に害しないこと」等を条件とすべき旨を定めているベルヌ条約等の要請に応えるという観点からも必要なものと考えられる。本条ただし書に該当するか否かは、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から、最終的には司法の場で個別具体的に判断されることになる。例えば、現行法第47条の7のただし書の対象となっている「情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物」の情報解析目的での複製については、本条ただし書により権利制限の対象から除外されるものと考えられる。

(イ) 法第30条の4各号

① 法第30条の4第1号

本条第1号は、著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合を例示として掲げている。例えば、スピーカーの音質をチェックするための著作物の複製行為等が、同号に該当するものと考えられる。

同号は旧法第30条の4を元とするものであるが、今般の改正に伴い、権利制限の対象となる著作物について「公表された著作物」に限ることとはしない形で要件の見直しを行っている。

② 法第30条の4第2号

本条第2号は、情報解析を行うことを目的とする場合を例示として掲げている。例えば、人工知能（AI）の開発のための学習用データとして著作物を複製する行為や情報解析に供する目的で画像データにタグをつけるために画像データを複製する行為等が、同号に該当するものと考えられる。

同号は旧法第47条の7を元とするものであるが、今般の改正に伴い、一部要件の見直しを行っている。具体的には、旧法第47条の7では権利制限が認められる場面を「電子計算機による情報解析」に限定しているが、法第30条の4の正当化根拠からすれば、人の手で行われる情報解析であっても、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としないものであれば、権利制限の対象とされるべきであるため、「電子計算機による」との限定は削除している。次に、旧法第47条の7は、情報解析の定義に「統計的な」という要件を課していたところ、時代の変化に応じて様々な解析が想定し得る状況となっていることを踏まえ、そのような解析も本条の権利制限の趣旨が妥当するものであることから、情報解析の定義のうち「統計的な」との限定を削除している。これにより、例えば、深層学習（ディープラーニング）の方法による人工知能の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録するような場合も対象となるものと考えられる。さらに、権利制限の対象となる利用行為について、旧法第47条の7では「記録媒体への記録又は翻案」を権利制限の対象としていたが、先に述べたとおり、情報解析目的での「利用」を幅広く認めることとしている。

③法第30条の4第3号

本条第3号は、前2号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用に供する場合を例示として掲げている。例えば、コンピュータの情報処理の過程で、バックエンドで著作物がコピーされて、そのデータを人が全く知覚することなく利用される場合等が、同号に該当するものと考えられる。

同号で掲げる場合には、本条第1号及び第2号に掲げる場合に該当するものも含まれ得るため、「前二号に掲げる場合のほか、」と規定されている。なお、第3号では、著作物の表現について人の知覚により認識されることを伴わない利用に供する場合を掲げており、当該場合として典型的に想定される「電子計算機による情報処理の過程における利用」を例示しているが、「その他の利用」と規定しているとおおり、電子計算機を用いない場合も含めて権利制限の対象としている。

(2)法第47条の4(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

第四十七条の四 電子計算機における利用（情報通信の技術を利用する方法による利用を含む。以下この条において同じ。）に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合において、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑又は効率的に行うために当該著作物を当該電子計算機の記録媒体に記録するとき。

二 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該他人の自動公衆送信の遅滞若しくは障害を防止し、又は送信可能化された著作物の自動公衆送信を中継するための送信を効率的に行うために、これらの自動公衆送信のために送信可能化された著作物を記録媒体に記録する場合

三 情報通信の技術を利用する方法により情報を提供する場合において、当該提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うことを目的として記録媒体への記録又は翻案を行うとき。

2 電子計算機における利用に供される著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及

び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行うために当該機器に内蔵する記録媒体（以下この号及び次号において「内蔵記録媒体」という。）に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該保守又は修理の後に、当該内蔵記録媒体に記録する場合
- 二 記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換するためにその内蔵記録媒体に記録されている著作物を当該内蔵記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、及び当該同様の機能を有する機器の内蔵記録媒体に記録する場合
- 三 自動公衆送信装置を他人の自動公衆送信の用に供することを業として行う者が、当該自動公衆送信装置により送信可能化された著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供するために当該著作物を記録媒体に記録するとき。

ア. 規定の趣旨

著作権法は、先に述べたとおり、著作物に表現された思想又は感情が享受されることにより、著作物が有する経済的価値を現実化することを前提とした上で、その享受に先立って著作物の流通過程において行われる著作物の利用行為（複製、公衆送信、頒布等）をコントロールできる権利として著作権（複製権、公衆送信権、頒布権等）を定めることで、権利者の対価回収の機会を確保しようとしているものと考えられる。

このような考え方に基づくと、著作物の知覚を伴うが、権利者に対価回収の機会が用意されている「主たる著作物の利用行為」の補助的・補完的な行為にすぎないような、「主たる著作物の利用行為」とは別に著作権者に対価回収の機会が与えられなかったとしても、権利者の対価回収の機会を損なうものではなく、独立した経済的な重要性を有さない利用行為については、著作権法が保護しようとしている権利者の利益を通常害するものではないと評価できるものと考えられる。

改正前の著作権法においても、このような考え方にに基づき、電子計算機における情報処理や情報通信の円滑化・効率化のためにキャッシュ等を作成する行為（旧法第47条の5第1項第1号及び第2項、第47条の8並びに第47条の9）や、機器の保守・修理等のための一時的な複製やサーバーの記録媒体の滅失・毀損等に備えたバックアップのための複製をする行為（旧法第47条の4及び第47条の5第1項第2号）が、権利制限の対象となっている。すなわち、前者は、「主たる著作物の利用行為」（例えば、旧法第47条の5第1項第1号の場合はネットワークを通じた公衆送信）によって可能となった電子計算機における著作物の利用を円滑又は効率的に行うために付随的に行われるものであり、後者は、「主たる著作物の利用行為」（例えば旧法第47条の4の場合は機器の内蔵記録媒体への著作物の複製）によって可能となった電子計算機における著作物の利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復するために行われるものである。

もともと、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子計算機やネットワークを介した著作物の利用行為は多様化する中で、上述のような著作物の利用行為（電子計算機に

おける利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用に供することを目的とする行為や電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする行為)であっても、上述の改正前の権利制限規定に形式的には該当しない利用行為については、実質的には通常権利者の対価回収の機会を損なうものではないにもかかわらず、著作権侵害となり得るとの指摘がなされていた。

このため、今般の改正で法第47条の4を新設し、電子計算機における利用に供される著作物について、当該利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用に供することを目的とする場合(第1項)や、電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合(第2項)には、その必要と認められる限度において、利用することができることとし、これらの場合を広く権利制限の対象とすることとした。

イ. 規定の内容(第1項)

本項は、各号において、権利制限の対象となる場合を列挙した上で、これにとどまらず、柱書において、各号に掲げられる場合と同様に、電子計算機における著作物の利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用に供することを目的とする利用を広く権利制限の対象としている。

(ア) 法第47条の4第1項柱書

① 対象となる利用場面について

本項は、柱書において、各号に掲げられる場合と同様に「著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合」における著作物の利用を権利制限の対象としている。

改正前の著作権法においても、送信の遅滞等を防止するための複製等(旧法第47条の5)、電子計算機における著作物の利用に伴う複製(旧法第47条の8)、情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(旧法第47条の9)が、権利制限の対象となっている。こうした利用行為は、権利者に対価回収の機会が通常用意されている「主たる著作物の利用行為」により可能となった著作物の利用を円滑又は効率的に行うための付随的な行為にすぎず、通常は、「主たる著作物の利用行為」の許諾の範囲に含まれるものと解され、独立した経済的な重要性を有さずに、著作権者に対価を回収させる必要はないものと評価されることから、権利制限の対象としているものである。例えば、送信の遅滞等を防止するための複製行為(旧法第47条の5)は、送信可能化された著作物の自動公衆送信を円滑又は効率的に実施するために行うものであり、当該著作物の著作権者は、その複製行為に先立って行われる送信可能化行為(主たる著作物の利用行為)について許諾する権限を有することから、当該許諾を与える際に通常対価を回収することができるものと考えられる。

こうした考えに基づき、本項では、こうした利用行為に共通する要件として、電子計算機における著作物の利用を円滑又は効率的に行うための付随的な利用であることを挙げて権利制限の対象とすることとしている。

ここいう「円滑又は効率的」について、「円滑」とは「物事がさしさわりなく行われること」³を、「効率的」とは「手間ひまを無駄なく使うこと」⁴をそれぞれ一般的には意味するとされており、ある行為が本項に規定する「電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うため」の付随的な利用に供することを目的とする行為に該当するか否かは、先に述べた立法趣旨及び「円滑」・「効率的」の一般的な語義を踏まえて判断されることとなるものと考えられる。

なお、改正前の著作権法では、「円滑」と「効率的」との語は、「円滑かつ効率的」という組合せで用いられていた（旧法第47条の8及び第47条の9）。一方で、例えば、データ送信が停止する事態を防止するため、あらかじめ複数のサーバーにデータを複製しておくことは、主たる著作物の利用を「円滑」に行うための利用と評価できるが、必ずしも「効率的」に行うための利用とまでは評価できないものと考えられる。また、企業や大学等の団体において、当該団体内部のネットワークと外部のインターネットとの境界にサーバーを設置し、当該団体内部の利用者が外部のウェブページにアクセスする場合の送信を効率的に行うために当該ウェブページの情報当該サーバーにキャッシュとして一定期間蓄積する行為（フォワードキャッシュ）は、当該団体内部のネットワークと外部のインターネットとの通信量を減少させるという観点から、主たる著作物の利用を「効率的」に行うための利用と評価できるが、必ずしも「円滑」に行うための利用とは評価できないものと考えられる。このように、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、本項の趣旨が妥当するような電子計算機における著作物の利用態様については、必ずしも「円滑かつ効率的」な利用に限られずに多様化していることに鑑み、本項では「円滑又は効率的」と規定し、これらの要件のいずれかを満たせば足りることとしている。

②対象となる利用行為について

本項の権利制限の対象となる行為は、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」こととしていることから、上述のとおり、複製、公衆送信、譲渡といった行為はもちろん、翻訳・翻案等の二次的著作物の創作行為、これにより創作された二次的著作物の利用行為も含めて、著作物を利用する行為は全て権利制限の対象となっている。なお、改正前の著作権法において、法第47条の4第1項と同趣旨で設けられていた規定は、記録媒体への記録や翻案（これにより創作された二次的著作物の記録媒体への記録も含む。）を権利制限の対象としていたが、今後は分散処理のためのデータの送信が公衆送信に該当する場合等も権利制限の対象となり得ることとなった。もっとも、これらの利用は、必要と認められる限度において行うものでなければならない。

³ 新村出編（2017）広辞苑（第七版）岩波書店 p346

⁴ 同上 p1011

③ただし書について

本項ただし書では、著作権者の利益が不当に害されることとなる場合には、権利制限の適用を受けないことを定めている。これに該当するか否かは、同様のただし書を置いている他の権利制限規定と同じく、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から、最終的には司法の場で個別具体的に判断されることになる。

(イ) 法第47条の4第1項各号

①法第47条の4第1項第1号

本項第1号は、電子計算機を用いて著作物を利用する際の情報処理の過程において、その情報処理を円滑又は効率的に行うため、メモリやハードディスク等の記録媒体上で情報を蓄積する場合を掲げている。例えば、インターネット上のウェブページを視聴する際にブラウザで効率的に著作物を表示するために、利用者のコンピュータにおいてキャッシュを作成する行為等が、同号に該当するものと考えられる。

同号は旧法第47条の8を元とするものであるが、今般の改正に伴い、一部要件の見直しを行っている。具体的には、旧法第47条の8の「著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合（これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。）」の括弧書部分を削除している。法第47条第1項は、上述のとおり、主たる著作物の利用行為に付随する利用行為について著作権者に独立した対価回収の機会を与える必要がないとの趣旨で設けられており、この趣旨は主たる利用行為が違法である場合にも妥当することから、主たる利用行為が違法であることのみをもって付随する著作物の利用を直ちに権利制限の対象から除外することは妥当ではないと考えられる。このような考え方は、旧法第47条の9にも見られたところであり、今般の改正に伴い、このような考え方に基づいた統一的な整理を行うこととするため、上記の括弧書部分を削除することとしている。

このほか、旧法第47条の8では、利用目的について「情報処理を円滑かつ効率的に行うために」と規定していたが、今般の改正に伴い、「情報処理を円滑又は効率的に行うために」と改めている。これは、立法趣旨を踏まえれば、上述のとおり、主たる著作物の利用行為を円滑に行うための付随的な利用と効率的に行うための付随的な利用のいずれも権利制限の対象とすることが妥当と考えられるためである。

②法第47条の4第1項第2号

本項第2号は、サーバーを他人のネットワーク送信の用に供することを反復継続して行う者が、ネットワーク送信の遅滞や障害を防止するために、多数のサーバーにアクセスを振り分けること等により負荷分散を図るために複製する場合や、ネットワーク送信の中継を効率的に行うために、キャッシュとして複製する場合を掲げている。例えば、メインサーバーにおいて送信可能化されている著作物の送信を円滑に行うために、ミラーサーバーに著作物を複製する行為（ミラーリング）や、企業や大学等の団体において、当該団体内

部のネットワークと外部のインターネットとの境界にサーバーを設置し、当該団体内部の利用者が外部のウェブページにアクセスする場合の送信を効率的に行うために当該ウェブページの情報を当該サーバーにキャッシュとして一定期間蓄積する行為（フォワードキャッシュ）等が、同号に該当するものと考えられる。

同号は旧法第47条の5第1項第1号及び第2項を元とするものであるが、今般の改正に伴い、一部要件の見直しを行っている。具体的には、旧法第47条の5で規定されていた「特定送信装置」を用いた場合について、各号では本項による権利制限の趣旨が妥当する典型例を掲げるとともに、条文の複雑化を避ける観点から、明文の規定を設けることとはしていないが、本項の規定の趣旨からすれば、本項柱書により権利制限の対象となるものと考えられる。

また、旧法第47条の5第1項第1号では、送信の遅滞や障害の原因を「自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中すること」「当該自動公衆送信装置等の故障」によるものに限定していたが、原因の内容にかかわらず本項の権利制限の正当化根拠は同様に妥当するものであることから、こうした限定を削除することとした。

このほか、旧法第47条の5第2項では、フォワードキャッシュの手法について「当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信を中継するための送信」との限定をしていたが、同様に、そのような限定も削除するとともに、旧法第47条の5における記録媒体の限定についても削除することとしている。

なお、旧法第47条の5第3項は、同条第1項第1号及び第2項により作成された複製物について保存する必要がなくなったと認められるとき等の保存禁止義務を定め（旧法第47条の4第3項も同様）、旧法第49条第1項第4号においては、複製物の保存禁止義務に違反して複製物を保存した場合には複製を行ったこととみなすものとされていた。しかし、本改正で整備する法第47条の4第1項及び第2項については、デジタル化・ネットワーク化の進展により、様々な利用が行われることが想定される場所、保存禁止義務を課すことによって利用者に対する過度な負担となり、円滑な著作物の利用が阻害されるおそれがある。このようなことを踏まえ、本改正では、複製物の保存禁止義務に関する規定を削除することとしている。

③法第47条の4第1項第3号

本項第3号は、情報通信の技術を利用する方法により情報提供する場合において、当該提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を行うことを目的として記録媒体への記録又は翻案を行う場合を掲げている。例えば、動画共有サイトにおける著作物の送信を効率的に行うために、ファイル形式を統一化するための複製や各種ファイルの圧縮をする行為等が、同号に該当するものと考えられる。

同号は旧法第47条の9を元とするものであるが、今般の改正に伴い、一部要件の見直しを行っている。具体的には、上述のとおり「円滑かつ効率的」を「円滑又は効率的」に変更することとしている。また、旧法第47条の9では、権利制限の対象となる利用行為につ

いて「記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。」と規定していたが、法第47条の4第1項第3号では、この括弧書部分を削除することとしている。これは、規定の複雑化を避ける趣旨から当該括弧書部分を削除したにすぎず、上述のとおり、法第47条の4第1項柱書において「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」と規定されていることから、翻案により創作された二次的著作物の記録も引き続き権利制限の対象となるものと考えられる。

ウ. 規定の内容(第2項)

本項は、各号において、権利制限の対象となる場合を列挙した上で、これにとどまらず、柱書において、各号に掲げられる場合と同様に、電子計算機における著作物の利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復するために行われる利用に供することを目的とする場合における著作物の利用を広く権利制限の対象としている。

(ア) 法第47条の4第2項柱書

① 対象となる利用場面について

本項は、柱書において、各号に掲げられる場合と同様に「著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合」における著作物の利用を権利制限の対象としている。

改正前の著作権法においても、機器の保守・修理等のための一時的な複製（旧法第47条の4）、サーバーの記録媒体の滅失・毀損等に備えたバックアップのための複製をする行為（旧法第47条の5第1項第2号）が、権利制限の対象となっている。こうした利用行為は、権利者に対価回収の機会が通常用意されている「主たる著作物の利用行為」により可能となった著作物の利用について、外的な要因により継続が困難となることがないように、当該利用が円満に継続できる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的として行われるものであり、社会通念上、こうした利用行為から対価回収の機会を独立して確保することを求める意思を権利者が有しているとは認められないことから、権利制限の対象とすることが許容されるものと考えられる。

本項では、こうした考えに基づき、こうした利用行為に共通する要件として、「主たる著作物の利用行為」によって可能となった電子計算機における著作物の利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とすることを挙げて権利制限の対象とすることとしている。

② 対象となる利用行為について

本項の権利制限の対象となる利用行為については、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」こととしていることから、上述のとおり、複製、公衆送信、譲渡といった行為はもちろん、翻訳・翻案等の二次的著作物の創作行為、これにより創作された二次的著作物の利用行為も含めて、著作物を利用する行為は全て権利制限の対象となっている。改正前の著作権法において、法第47条の4第2項と同趣旨で設けられていた規定

は、記録媒体への記録のみを権利制限の対象としていたが、今後はバックアップデータを遠隔地のサーバーに保管するための送信が公衆送信に当たる場合等も権利制限の対象となり得ることとなった。もっとも、その利用は、必要と認められる限度において行うものでなければならない。

③ただし書について

本項ただし書では、著作権者の利益が不当に害されることとなる場合には、権利制限の適用を受けないことを定めている。これに該当するか否かは、同様のただし書を置いている他の権利制限規定と同じく、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から、最終的には司法の場で個別具体的に判断されることになる。例えば、著作物が記録された記録媒体を内蔵する機器を新しい機器に交換する際に、新しい機器でも著作物を利用することができるようにするため、新しい機器に著作物を複製しつつ、古い機器の著作物を削除せず、両方の機器において著作物を利用することができる形で複製を行う場合には、当初の利用することができる状態よりも視聴の機会を実質的に増加させており、著作権者の著作物の利用市場と衝突するため、著作権者の利益を不当に害することとなるものと考えられる。

(イ)法第47条の4第2項各号

①法第47条の4第2項第1号

本項第1号は、記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行う際に、当該記録媒体に記録されている著作物について、当該記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、当該機器の保守又は修理後に再び当該記録媒体に記録する場合を掲げている。例えば、著作物が記録されたハードディスクを内蔵するパソコンを修理する際に、著作物の利用を行うことができる状態を維持する目的で、一時的に他のハードディスクに著作物を移すために複製する行為、また、修理の完了後、パソコン内のハードディスクにデータを戻すために複製する行為等が、同号に該当するものと考えられる。

同号は旧法第47条の4第1項を元とするものであるが、今般の改正に伴い、対象機器について、複製機能がない記録媒体内蔵型の再生機器等についても本項の趣旨が同様に妥当することから、「複製の機能を有する機器」に限定しないこととしている。

②法第47条の4第2項第2号

本項第2号は、記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換する際に、当該記録媒体に記録されている著作物について、当該記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、当該同様の機能を有する機器に内蔵される記録媒体に記録する場合を掲げている。例えば、著作物が記録されたメモリを内蔵するスマートフォンを新しいスマートフォンに交換する際に、著作物の利用を行うことができる状態を維持することを目的として、古いスマートフォンのメモリから新しいスマートフォンのメモリにデータを移行させるために、古いスマートフォンのメモリからデータを削除しつつ新しいスマートフォンにデータを複製する行為等が、本号に該当するものと考えられる。

同号は旧法第47条の4第2項を元とするものであるが、今般の改正に伴い、一部要件の見直しを行っている。具体的には、対象機器について、前述（法第47条の4第2項第1号の解説）のとおり「複製の機能を有する機器」に限定しないこととしている。また、機器の交換の理由について、旧法第47条の4第2項では「製造上の欠陥又は販売に至るまでの過程において生じた故障がある」ことに限定していたが、本項の趣旨が同様に妥当することから、こうした限定を削除し、特に故障を理由としない買換え（機種変更）の場合も権利制限の対象となることとなったものと考えられる。このほか、交換先の機器について、交換元の機器と「同種の機器」から「同様の機能を有する機器」に改めることとしており、同様の機能を有する異種の機器に交換する場合も権利制限の対象となることとなったものと考えられる。

③法第47条の4第2項第3号

本項第3号は、サーバーを他人のネットワーク送信の用に供することを反復継続して行う者が、著作物のアップロードが行われているサーバーの記録媒体が滅失又は毀損してしまった際の復旧に備えて、バックアップを作成しておくような場合を掲げている。例えば、サーバーに記録された著作物が滅失してしまう事態に備えて、直ちに著作物を利用することができる状態に回復することを目的として、サーバーのハードディスクのデータのバックアップコピーを作成する行為等が、本号に該当するものと考えられる。

同号は旧法第47条の5第1項第2号を元とするものであるが、今般の改正に伴い、一部要件の見直しを行っている。具体的には、前述（法第47条の4第1項第2号の解説）のとおり「特定送信装置」を用いた場合について明文の規定を設けることはしていない。また、記録対象の記録媒体について、旧法第47条の5第1項第2号では「当該公衆送信用記録媒体以外の記録媒体（公衆送信用記録媒体等であるものを除く。）」との限定をしていたが、本項の趣旨が同様に妥当することから、こうした限定を削除することとしている。

(3)法第47条の5(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

(電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等)

第四十七条の五 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。）

（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供又は提示にあつて

は、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること)を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

一 電子計算機を用いて、検索により求める情報(以下この号において「検索情報」という。)が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号(自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。

二 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。

三 前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの

2 前項各号に掲げる行為の準備を行う者(当該行為の準備のための情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。)は、公衆提供提示著作物について、同項の規定による軽微利用の準備のために必要と認められる限度において、複製若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。)を行い、又はその複製物による頒布を行うことができる。ただし、当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は頒布の部数及び当該複製、公衆送信又は頒布の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

ア. 規定の趣旨

昨今のデジタル・ネットワーク技術や情報処理技術の発展により、コンピュータを用いて大量のデータを処理し、そこから有用な情報を抽出する様々なサービスを提供することが可能となっており、これによって、サービス利用者が自己の関心に合致する著作物等の書誌情報や所在に関する情報を提供するサービス(所在検索サービス)や情報解析によって新たな知見や情報を生み出すサービス(情報解析サービス)に該当する様々なサービスが提供されている。

これらのサービスは、電子計算機による情報処理により新たな知見又は情報を提供する点において社会的意義が認められるとともに、これらのサービスで行われる著作物の利用は、サービスの主目的である新たな知見又は情報の提供を行う際に付随して行われるものであり、著作物の利用の範囲を軽微なものにとどめれば、基本的に著作権者が当該著作物を通じて対価の獲得を期待している本来的な販売市場等に影響を与えず、ライセンス使用料に係る不利益についても、その度合いは小さなものに留まるものと考えられる。また、多くの場合、電子計算機による情報処理の結果として得られる知見又は情報の質を高めようとするほど、膨大な著作物を利用することが必要となり、契約により対応することが現実的に困難となる。こうした事情を踏まえれば、一定の条件の下でこれらのサービスを権利制限の対象とすることが妥当であると考えられる。

このため、今般の改正で法第47条の5を新設し、電子計算機を用いて、新たな知見や情報を創出する所在検索や情報解析等の情報処理を行い、及びその結果を提供する者が、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、著作物を軽微な範囲で提供する行為を行うことができることとする（第1項）とともに、当該行為の準備を行う者が、準備のために複製等を行うことができることとした（第2項）。

なお、形式的には所在検索や情報解析等の結果とともに著作物が表示されるサービスであっても、その表示等が一般的に利用者の有している当該著作物の視聴等にかかわる欲求を充足することになって、そのオリジナルの著作物の視聴等に係る市場に悪影響が及ぶような場合、いわば「コンテンツ提供サービス」と評されるような場合を権利制限の対象とする趣旨の規定ではないことから、後述する複数の要件によって、そのようなサービスは権利制限の対象から除外されている。

イ. 規定の内容(第1項)

本項は、電子計算機を用いて、新たな知見や情報を創出する所在検索や情報解析等の情報処理を行い、及びその結果を提供する者が、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、著作物を軽微な範囲で提供する行為を権利制限の対象としている。

なお、本項の権利制限の対象となる行為類型（サービス）については、権利者に軽微な範囲ではあるものの不利益を及ぼし得ることが想定されることを踏まえ、一定の明確性・予測可能性を確保することが求められるため、同項各号において限定列挙することとしている。この点は、法第30条の4や法第47条の4と異なる条文構造を採っているものであるため、十分に留意する必要がある。

(ア) 法第47条の5第1項柱書

① 対象となる主体について

本項により権利制限の対象となる行為を行う主体は、各号に掲げる行為を政令（令第7条の4第1項）で定める基準に従って行うことが求められる（基準の詳細は令第7条の4の解説を参照）。

また、複数の事業者で各号に掲げる行為を分担して行う場合も想定されることから、当該行為の一部を行う者も利用主体に含むこととしている。なお、本項に規定する軽微利用の準備のために行うデータベースの作成や共有等の著作物の利用については、法第47条の5第2項により権利制限の対象となることが明確にされている。

② 対象となる著作物について

本項により権利制限の対象となる著作物は、「公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供提示著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）」と規定するとおり、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下同

じ。)が行われた著作物のうち、公表された著作物又は送信可能化された著作物に限ることとしている。

インターネット上の著作物（送信可能化された著作物）については、基本的に既にインターネット上で広く公開されている情報であり、公表されていないとしても（権限のない者によって送信可能化されていたとしても）、本項に規定する軽微利用を認めることによって公表権侵害の度合いが大きく高まるとは考えにくいから、本項の元となる旧法第47条の6の規定と同様に、権利制限の対象とすることとしている。

一方で、有体物で提供又は提示された著作物については、インターネット上の著作物とは異なり、広く国民が容易にアクセスできる情報でない場合も多く想定されることから、公表されていない著作物も含めて権利制限の対象とした場合には、公表権侵害の程度が大きく高まることが考えられるため、公表された著作物に限定することとしている。

なお、公表された著作物とは、著作権法上、原則として著作権者やその許諾を得た者等の権限のある者によって公衆への提供又は提示が行われた著作物のことを意味する点に留意する必要がある（法第4条）。

③対象となる利用行為について

本項により権利制限の対象となる利用行為については、各号に掲げる行為、すなわち所在検索や情報解析等の情報処理の結果の提供等に付随するものであることが求められる。具体的には、各号に掲げる行為（例えば、インターネット情報検索サービスでは、検索結果としてのURL（情報処理の結果）の提供）と、著作物の利用（例えば、インターネット情報検索サービスでは、スニペットやサムネイル（著作物）の提供）をそれぞれ区分して捉えた上で、前者が主たるもの、後者が従たるものという位置付けであることが求められる。このため、各号に掲げる行為（情報処理の結果の提供）が著作物そのものの提供である場合には、当該行為と著作物の利用が一体化しており、当該行為に「付随して」著作物を利用するものとは評価できないものと考えられる。

加えて、本項により権利制限の対象となる著作物の利用行為については、軽微なものではない。ここにいう「軽微」とは、利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度などの外形的な要素に照らして判断されることとなる。具体的に、「公衆提供提示著作物のうちその利用に供される部分の占める割合」は、例えば楽曲であれば、全体の演奏時間のうち何パーセントに当たる時間が利用されているか、「その利用に供される部分の量」は、例えば小説であれば、どの程度の文字数が利用されているか、「その利用に供される際の表示の精度」は、例えば写真の画像データであれば、どの程度の画素数で利用されているか、「その他の要素」としては、例えば紙媒体での「表示の大きさ」などが想定され、写真の紙面への掲載であれば、何平方センチメートルの大きさを利用されているか、といったことがそれぞれ意味されるものと考えられる。なお、こうした「軽微」に該当するか否かは、権利者に及び得る不利益が軽微なものに留まることを担保するため、著作物の利用に係る外形的な要素に照

らして判断されることとしており、利用目的に公共性があるか等の要素は考慮されるものではない点に留意する必要がある。

こうした要件を満たすような利用行為であれば、本項では、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」こととしており、複製に限らず、公衆送信、譲渡、上映、翻訳・翻案等の二次的著作物の創作、これにより創作された二次的著作物の利用等、支分権の対象となる行為は全て権利制限の対象となっている。もっとも、これらの利用行為は、各号に掲げる行為の目的上必要な限度の範囲内で行うものでなければならない。

④ただし書について

本項ただし書では、「当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであること（…略…）を知りながら当該軽微利用を行う場合」には、違法な著作物の拡散を助長するものであるため、権利制限の適用を受けないことを定めている。例えば、市販の映画や音楽が違法にアップロードされたもの（海賊版）について、それが海賊版であると知りながら軽微利用に供する行為には、権利制限の適用がないものと考えられる。

また、上記の場合のほか、著作権者の利益が不当に害されることとなる場合には、権利制限の適用を受けないことを定めている。これに該当するか否かは、同様のただし書を置いている他の権利制限規定と同じく、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から、最終的には司法の場で具体的に判断されることになる。例えば、辞書のように複数ある語義のうち一部のみでも確認されれば本来の役割を果たすような著作物について当該一部を表示することや、映画の核心部分のように一般的に利用者の有している当該著作物の視聴等にかかわる欲求を充足するような著作物について当該核心部分を著作物の一部分として表示することは、そのオリジナルの著作物の視聴等に係る市場に悪影響を及ぼし得ることから、利用の態様によっては本項ただし書に該当して本項の権利制限の対象とならないものと考えられる。

(イ)法第47条の5第1項各号

①法第47条の5第1項第1号

本項第1号は、旧法第47条の6の規定により権利制限の対象としていたインターネット情報検索サービスを含む形で、サービス利用者が自己の関心に合致する著作物等の書誌情報や所在に関する情報を提供するサービス（所在検索サービス）を権利制限の対象としている。例えば、特定のキーワードを含む書籍を検索し、その書誌情報や所在に関する情報の提供に付随して、書籍中の当該キーワードを含む文章の一部分を提供する行為（書籍検索サービス）や、利用者が録音した音声に含まれる楽曲を検索し、その結果提供に付随して、楽曲の一部分を提供する行為（楽曲検索サービス）等が、同号に該当するものと考えられる。

なお、旧法第47条の6の規定により権利制限の対象となる利用行為については、「公衆からの求めに応じ」検索を行うことを求めていたが、本項第1号ではこうした要件を課す

こととはしていない。そのため、サービスの利用者によるキーワードの入力等の動作を要さずとも、例えば、サービスの利用者が検索キーワードを入力している途中の段階で、入力候補のキーワードを提示するとともに、入力候補のキーワードを選択した場合の検索結果を表示する機能（サジェスト機能）を用いて検索し、その結果を提供する場合等も、同号に該当するものと考えられる。

②法第47条の5第1項第2号

本項第2号は、情報解析によって新たな知見や情報を生み出すサービス（情報解析サービス）を権利制限の対象としている。例えば、大量の論文や書籍等をデジタル化した上で、検証したい論文との文章の一致について解析を行い、他の論文等からの剽窃の有無や剽窃率に関する情報の提供に付随して、剽窃箇所に対応するオリジナルの論文等の本文の一部を表示する行為（論文剽窃検証サービス）や、過去の症例、治療方法、薬効等に関する様々な情報から最適な治療方法を分析し、その結果提供に付随して、文献等の一部を提供する行為（医療支援サービス）等が、同号に該当するものと考えられる。

③法第47条の5第1項第3号

本項第3号は、所在検索サービスや情報解析サービス以外にも法第47条の5の趣旨が妥当する新たなニーズが発生した場合に、政令で定めることにより当該ニーズに係る行為を権利制限の対象として追加することができることとしている。これは、将来の技術の進展に伴って、所在検索サービスや情報解析サービスには該当しないものの、電子計算機による情報処理により新たな知見又は情報を創出するもので、国民生活の利便性の向上に寄与する行為に付随して行われる著作物の軽微利用に係るニーズが生じる可能性があることを踏まえて、一定の明確性・予測可能性を確保しつつ、当該ニーズに迅速に対応するため、政令において行為類型を追加できるようにしたものである。もっとも、本項第1号及び第2号において、相当程度幅広い形で行為類型を定めていることから、立法時点において政令で定めるものは特段想定されていない。今後、適当なニーズが確認された場合には、文化審議会著作権分科会等において検討を行った上で、政令が定められることとなる。

ウ. 規定の内容(第2項)

本項は、法第47条の5第1項の規定による軽微利用の準備のための複製等を権利制限の対象としている。具体的には、書籍検索サービスを例にとれば、サービスの提供に付随して数行のスニペットを法第47条の5第1項の規定による軽微利用として行う場合には、その準備のために書籍をスキャンして電子データ化し、検索用データベースを作成する行為や、同項に基づく検索サービスを提供する事業者に対して、別の事業者が検索用データベースを譲渡する行為等が挙げられる。

①対象となる主体について

本項により権利制限の対象となる行為を行う主体は、法第47条の5第1項各号に掲げる行為を政令（令第7条の4第2項）で定める基準に従って行うことが求められる（基準の詳細は令第7条の4の解説を参照）。

②対象となる著作物について

本項により権利制限の対象となる著作物は、公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。以下同じ。）が行われた著作物（公衆提供提示著作物）となっている。

法第47条の5第1項のように「公表された著作物又は送信可能化された著作物」に限定していないのは、所在検索や情報解析等の準備のためには、大量の情報を収集する必要があるところ、収集の際に逐一公表されているか否か（権限ある者によって公衆に提供又は提示されているか等）を確認しなければならないとすると、そのような作業には相当なコストがかかることとなる一方で、本項は、法第47条の5第1項各号の規定による軽微利用の準備のためにデータベースの作成等を認めるものにすぎず、電子計算機の内部における利用に留まることから、その範囲での利用を認めたとしても公表権侵害の度合いが大きく高まるとは考えにくいためである。

一方で、公衆への提供又は提示もされておらず、私的な領域にとどまっている著作物までも、本項の権利制限の対象とする必要性は乏しいことから、「公衆への提供又は提示（送信可能化を含む。）が行われた著作物」に限定することとしている。なお、絶版書籍等の現に公衆への提供又は提示が行われていない著作物であっても、過去に公衆への提供又は提示が行われていれば、本項に該当するものと考えられる。

③対象となる利用行為について

本項により権利制限の対象となる利用行為は、このようにサービス提供の準備段階でのデータベースの作成等のための著作物利用を念頭においており、その目的を超えて著作物を視聴等に供したり一般公衆への提供・提示したりすることは想定していないため、第1項と異なり、特にその利用の態様を軽微なものに限定していない。

④ただし書について

本項ただし書では、著作権者の利益が不当に害されることとなる場合には、権利制限の適用を受けないことを定めている。これに該当するか否かは、同様のただし書を置いている他の権利制限規定と同じく、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、あるいは将来における著作物の潜在的販路を阻害するかという観点から、最終的には司法の場で個別具体的に判断されることになる。

(4)その他の関連規定

ア. 法第47条の6(翻訳, 翻案等による利用)

(翻訳, 翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 第三十条第一項，第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。），第三十四条第一項，第三十五条第一項又は前条第二項 翻訳，編曲，変形又は翻案

二～六 （略）

2 前項の規定により創作された二次的著作物は，当該二次的著作物の原著作物を同項各号に掲げる規定（次の各号に掲げる二次的著作物にあつては，当該各号に定める規定を含む。以下この項及び第四十八条第三項第二号において同じ。）により利用することができる場合には，原著作物の著作者その他の当該二次的著作物の利用に関して第二十八条に規定する権利を有する者との関係においては，当該二次的著作物を前項各号に掲げる規定に規定する著作物に該当するものとみなして，当該各号に掲げる規定による利用を行うことができる。

一 （略）

二 前条第二項の規定により公衆提供提示著作物について複製，公衆送信又はその複製物による頒布を行うことができる場合に，前項の規定により創作された二次的著作物 同条第一項

（ア）規定の趣旨及び内容

本条は，権利制限規定によって著作物の利用が認められる場合において，それぞれの権利制限規定の趣旨に応じて当該著作物を翻訳，編曲，変形又は翻案して利用することができることとしている。具体的には，同条第1項で，原著作物から二次的著作物を創作する行為に関する法第27条に定める権利が制限されていることを規定し，同条第2項で，同条第1項の規定により創作された二次的著作物に関する原著作物の権利（法第28条に定める権利）が同項各号に掲げる各権利制限規定によって制限されることを規定している。

今般の改正では，権利制限規定の改正に伴い，旧法第43条を元に法第47条の6として新設することとしている。

（イ）柔軟な権利制限規定との関係

法第30条の4，第47条の4及び第47条の5第1項の規定は，これらの規定により権利制限の対象となる利用行為について，「いずれの方法によるかを問わず，利用することができる」こととしている。そのため，これらの規定を法第47条の6第1項各号に掲げることとはしていないものの，翻訳・翻案等の二次的著作物の創作，これにより創作された二次的著作物の利用等，支分権の対象となる行為は全て権利制限の対象となっている。

法第47条の5第2項の規定は，「複製若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては，送信可能化を含む。…）を行い，又はその複製物による頒布を行うことができる」こととしている。一方で，法第47条の5は，所在検索サービスや情報解析サービスを含む多種多様なサービスが権利制限規定の対象とされるところ，同条第2項によってこれらのサービスの準備のためにデータベースの作成等を行うにあたっては，収集した情報を予め整理等する過程において翻案等を行って利用する場面が想定し得るため，本条第1項第1号に掲げ，翻訳し，編曲し，変形し又は翻案する権利を制限することとしている。

イ. 法第 47 条の 7 (複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七 第三十条の二第二項, 第三十条の三, 第三十条の四, 第三十一条第一項 (第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。) 若しくは第三項後段, 第三十二条, 第三十三条第一項 (同条第四項において準用する場合を含む。), 第三十三条の二第一項若しくは第四項, 第三十四条第一項, 第三十五条第一項, 第三十六条第一項, 第三十七条, 第三十七条の二 (第二号を除く。以下この条において同じ。), 第三十九条第一項, 第四十条第一項若しくは第二項, 第四十一条から第四十二条の二まで, 第四十二条の三第二項, 第四十六条, 第四十七条第一項若しくは第三項, 第四十七条の二, 第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は, これらの規定の適用を受けて作成された複製物 (第三十一条第一項若しくは第三項後段, 第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては, 映画の著作物の複製物 (映画の著作物において複製されている著作物にあつては, 当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。)) を除く。) の譲渡により公衆に提供することができる。ただし, 第三十条の三, 第三十一条第一項若しくは第三項後段, 第三十三条の二第一項若しくは第四項, 第三十五条第一項, 第三十七条第三項, 第三十七条の二, 第四十一条から第四十二条の二まで, 第四十二条の三第二項, 第四十七条第一項若しくは第三項, 第四十七条の二, 第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物 (第三十一条第一項若しくは第三項後段又は第四十二条の規定に係る場合にあつては, 映画の著作物の複製物を除く。) を第三十条の三, 第三十一条第一項若しくは第三項後段, 第三十三条の二第一項若しくは第四項, 第三十五条第一項, 第三十七条第三項, 第三十七条の二, 第四十一条から第四十二条の二まで, 第四十二条の三第二項, 第四十七条第一項若しくは第三項, 第四十七条の二, 第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は, この限りでない。

(ア) 規定の趣旨及び内容

本条は, 著作物の複製を認める権利制限規定のうち, 当該権利制限規定の適用を受けて作成された複製物を譲渡することが想定される規定に関し, 当該複製物を公衆に譲渡することができることとしている。

今般の改正では, 権利制限規定の改正に伴い, 旧法第47条の10を元に法第47条の7として一部改正することとしている。

(イ) 柔軟な権利制限規定との関係

法第30条の4, 第47条の4及び第47条の5第1項の規定は, これらの規定により権利制限の対象となる利用行為について, 「いずれの方法によるかを問わず, 利用することができる」こととしているとともに, 法第47条の5第2項の規定は, 当該規定により権利制限

の対象となる利用行為について、「複製若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）を行い、又はその複製物による頒布を行うことができる」こととしている。そのため、いずれの規定でも、譲渡権は各規定により制限されている。

なお、同じく「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」旨を規定する法第40条第1項及び第46条の例に倣って、法第30条の4、第47条の4又は第47条の5第1項の規定を本条に掲げることとしている。これは、法第30条の4、第47条の4又は第47条の5第1項の規定の適用を受けて作成された複製物の譲渡が権利制限の対象となっていないとの反対解釈を招かないようにするために確認的に掲げることとしたものにすぎず、これらの規定の適用を受けて作成された複製物に係る譲渡権の制限は本条ではなく各規定により行われるものである。

ウ. 法第48条(出所の明示)

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一・二 (略)

三 第三十二条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第四十一条、第四十六条若しくは第四十七条の五第一項の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 次の各号に掲げる場合には、前二項の規定の例により、当該各号に規定する二次的著作物の原著作物の出所を明示しなければならない。

一 第四十条第一項、第四十六条又は第四十七条の五第一項の規定により創作された二次的著作物をこれらの規定により利用する場合

二 第四十七条の六第一項の規定により創作された二次的著作物を同条第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げる規定により利用する場合

(ア) 規定の趣旨及び内容

本条は、権利制限規定によって著作物の利用が認められる場合において、その利用の態様に応じ合理的な方法及び程度による出所の明示を義務づけている。具体的には、同条第1項で著作物を利用する場合にその出所を明示しなければならないことを規定し、同条第2項で出所の明示に当たって著作者名を表示しなければならないことを規定し、同条第3項で

二次的著作物を利用する場合に原著作物の出所を明示しなければならないことを規定している。

今般の改正では、権利制限規定の改正に伴い、旧法第48条を元に一部改正している。

(イ) 柔軟な権利制限規定との関係

法第30条の4は、著作物に表現された思想又は感情を享受することを目的としない利用を認めるものであるところ、当該利用について出所を明示する意味はないものと考えられるため、本条には掲げず、出所を明示する義務を課すこととはしていない。

法第47条の4は、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等を認めるものであるところ、主たる著作物の利用行為に係る出所明示の有無や内容に当然に連動することとなり、主たる著作物の利用行為とは独立して出所を明示させる必要がないため、本条には掲げず、出所を明示する義務を課すこととはしていない。

法第47条の5は、所在検索サービスや情報解析サービスを含む多種多様なサービスが権利制限規定の対象とされるため、本条第1項第3号に掲げ、出所を明示する慣行がある場合に限って、出所の明示を義務づけることとしている。

エ. 法第49条(複製物の目的外使用等)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

- 一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者
- 二 第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第三号の複製物に該当するものを除く。）を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者
- 三 （略）
- 四 第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

- 五 第四十七条の三第二項の規定に違反して同項の複製物（次項第四号の複製物に該当するものを除く。）を保存した者
- 六 第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第六号又は第七号の複製物に該当するものを除く。）を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者
- 2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著作物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。
- 一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十二条又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者
- 二 第三十条の三又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者
- 三 第三十条の四の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、当該二次的著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者
- 四 第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて第四十七条の三第一項の規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者
- 五 （略）
- 六 第四十七条の四に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者
- 七 第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて第四十七条の五第二項の規定により作成された二次的著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該二次的著作物を利用した者

(ア) 規定の趣旨及び内容

本条は、権利制限規定に基づき作成された著作物の複製物をその作成の目的以外の目的に無断転用する等の行為を防止するものである。具体的には、同条第1項で、権利制限規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該権利制限規定が定める目的以外の目的のために使用した場合には、複製を行つたものとみなし、同条第2項で、権利制限規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を当該権利制限規定が定める目的以外の目

的のために使用した場合には、原著作物につき翻訳・編曲・変形又は翻案を、二次的著作物につき複製を、それぞれ行ったものとみなすこととしている。

今般の改正では、権利制限規定の改正に伴い、旧法第49条を元に一部改正している。

(イ) 柔軟な権利制限規定との関係

法第30条の4は、著作物に表現された思想又は感情を享受することを目的としない場合には、通常、著作権法が保護しようとしている権利者の利益を害するものではないものと考えられることを理由に権利制限を行っていることからすれば、同条の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、著作物に表現された思想又は感情を享受することを目的として利用される場合についてまで、権利者の権利が及ばないこととするのは妥当ではないものと考えられる。したがって、本条第1項第2号及び第2項第3号では、法第30条の4の規定の適用を受けて作成された複製物について、視聴等を含め、いずれの方法によるかを問わず、表現された思想又は感情の享受を目的として利用する場合には、複製等を行ったものとみなすこととしている。

法第47条の4は、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等であれば、主たる著作物の利用行為とは別に独立して著作権者に対価回収の機会が与えられなかったとしても、権利者の対価回収の機会を損なうものではないものと考えられることを理由に権利制限を行っていることからすれば、同条の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、主たる著作物の利用行為から独立して当該著作物が利用される場合についてまで、権利者の権利が及ばないこととするのは妥当ではないものと考えられる。したがって、本条第1項第6号及び第2項第6号では、法第47条の4の規定の適用を受けて作成された複製物について、視聴等を含め、いずれの方法によるかを問わず、法第47条の4に定める目的以外の目的のために利用する場合には、複製等を行ったものとみなすこととしている。

法第47条の5第1項は、所在検索サービスや情報解析サービス等を行う者が、その行為の目的上必要と認められる限度で、その行為に付随して軽微な利用を行うことを認めていることからすれば、同項の規定の適用を受けて作成された複製物を同項に定める目的以外の目的で公衆に提供又は提示した場合についてまで、権利者の権利が及ばないこととするのは妥当ではないものと考えられる。したがって、こうした場合には、本条第1項第1号及び第2項第2号において、複製等を行ったものとみなすこととしている。

法第47条の5第2項は、所在検索サービスや情報解析サービス等を提供する準備段階の行為として、著作物を視聴等に供されるものではないことを前提に、同条第1項とは異なり軽微な範囲等に限定することなく著作物の利用を認めていることからすれば、同条第2項の規定の適用を受けて作成された複製物を用いて、著作物を視聴等に供される場合についてまで、権利者の権利が及ばないこととするのは妥当ではないものと考えられる。したがって、本条第1項第6号及び第2項第7号では、法第47条の5第2項の規定の適用を受けて作成された複製物について、視聴等を含め、いずれの方法によるかを問わず、法第47条の5第2項に定める目的以外の目的のために利用する場合には、複製等を行ったものとみなすこととしている。

オ. 法第 86 条(出版権の制限)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号）、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二 前項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

三 前項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該著作物を利用した者

3 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二（第二号を除く。）、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつている著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし

書，第四十七条の二，第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と，同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と，「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

(ア) 規定の趣旨及び内容

本条は，著作権が制限される場合に出版権も同様に制限することとしており，同条第1項で複製権に関する権利制限規定を，同条第3項で公衆送信権に関する権利制限規定を，それぞれ出版権の目的となる著作物の複製及び公衆送信に準用している。

また，同条第2項では，同条第1項で準用する権利制限規定に基づき作成された複製物を目的外で使用した者について，出版権の目的となる著作物の複製を行ったものとみなすこととしている。

今般の改正では，権利制限規定の改正に伴い，旧法第86条を元に一部改正している。

(イ) 柔軟な権利制限規定との関係

法第30条の4，第47条の4及び第47条の5の規定は，出版権の目的となる著作物の複製又は公衆送信を行うことが想定されるものであるため，本条第1項及び第3項にこれらの規定を掲げることとしている。そのため，これらの権利制限規定によって著作物の利用が認められる場合には，当該著作物を目的とする出版権は制限されることとなる。

ただし，本条第1項で準用する法第30条の4，第47条の4及び第47条の5の規定に基づき作成された複製物については，法第49条と同様の観点から，本条第2項で目的外使用に係る規定の対象としているため留意する必要がある。

カ. 法第102条(著作隣接権の制限)

(著作隣接権の制限)

第一百零二条 第三十条第一項，第三十条の二から第三十二条まで，第三十五条，第三十六条，第三十七条第三項，第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。），第三十八条第二項及び第四項，第四十一条から第四十三条まで，第四十四条（第二項を除く。），第四十六条から第四十七条の二まで，第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は，著作隣接権の目的となつている実演，レコード，放送又は有線放送の利用について準用し，第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は，著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し，第四十四条第二項の規定は，著作隣接権の目的となつている実演，レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において，同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項，第九十九条第一項又は第百条の三」と，同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2 (略)

3～8 (略)

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二 第一項において準用する第三十条の四の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、当該実演等を自ら享受し又は他人に享受させる目的のために、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等を利用した者

三 (略)

四 第一項において準用する第四十七条の四又は第四十七条の五第二項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて、いずれの方法によるかを問わず、当該実演等を利用した者

五 (略)

(ア) 規定の趣旨及び内容

本条は、著作権が制限される場合に権利制限規定の趣旨に応じて著作隣接権も同様に制限することとしており、同条第1項では、著作隣接権の目的となる実演、レコード、放送又は有線放送の利用に準用している。

また、同条第9項では、同条第1項で準用する権利制限規定等に基づき作成された実演等の複製物を目的外で使用した者について、実演等の録音、録画又は複製を行つたものとみなすこととしている。

(イ) 柔軟な権利制限規定との関係

法第30条の4、第47条の4及び第47条の5の規定は、実演、レコード、放送又は有線放送の利用を行うことが想定されるものであるため、本条第1項にこれらの規定を掲げることとしている。そのため、これらの権利制限規定によって著作物の利用が認められる場合には、実演、レコード、放送又は有線放送の利用に係る著作隣接権は制限されることとなる。

ただし、本条第1項で準用する法第30条の4、第47条の4及び第47条の5の規定に基づき作成された複製物については、法第49条と同様の観点から、本条第9項で目的外使用に係る規定の対象としているため留意する必要がある。

(5)附則

ア. 施行期日(附則第1条)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

本条は、改正政令の施行期日を、一部の規定を除き、平成31年1月1日と定めている。これにより、法第30条の4、第47条の4及び第47条の5の規定及びその関連規定は、平成31年1月1日から施行されている。

イ. 複製物の使用についての経過措置(附則第2条)

(複製物の使用についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの法律による改正前の著作権法（以下「旧法」という。）第三十条の四若しくは第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物、旧法第四十三条の規定の適用を受けて旧法第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条若しくは第四十二条の規定に従い作成された二次的著作物の複製物又は旧法第三十条の三若しくは第四十七条の三第一項の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物の使用については、この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第四十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第四十九条第一項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行つた」と、同項第三号並びに同条第二項第一号及び第二号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。

2 施行日前に旧法第百二条第一項において準用する旧法第三十条の四又は第四十七条の四から第四十七条の九までの規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の複製物の使用については、新法第百二条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧法第百二条第九項第一号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示（送信可能化を含む。第八号において同じ。）を行つた」と、同項第八号中「を公衆に提示した」とあるのは「の公衆への提示を行つた」とする。

本条は、改正前の権利制限規定の適用を受けて施行日（平成31年1月1日）前に作成された複製物の使用について、目的外使用に係る規定の適用を改正前の著作権法に基づくものとするよう、経過措置を定めている。

法第30条の4，第47条の4及び第47条の5の規定の新設に伴い，旧法第30条の4又は第47条の4から第47条の9までの規定は，新設される規定に統合され，全部改正又は削除することとなった。本条により，これらの改正前の権利制限規定の適用を受けて施行日前に作成された複製物は，改正後の法第49条の規定にかかわらず，引き続き旧法第49条の規律に従って使用することが求められることとなる。

なお，施行日以後に，仮に改正前の権利制限規定の適用を受けて施行日前に作成された複製物の使用が旧法第49条の目的外使用の対象となったとしても，当該使用が改正後の権利制限規定の適用を受けることができる場合には適法となることに留意が必要である。例えば，旧法第47条の7に基づいて統計的な情報解析に供することを目的として作成された解析用データ（複製物）について，仮に当該複製物を統計的ではない情報解析に供した場合には，その使用は旧法第49条の目的外使用の対象となりうるものの，施行日以後においては，その使用は法第30条の4の適用を受けるものと考えられるため，その使用は結果的に許諾なく行うことができるものと考えられる。

ウ. 罰則についての経過措置(附則第6条)

(罰則についての経過措置)

第六条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については，当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

本条は，改正法の施行前に同一の行為をした者に対する罰則についての公平性を確保する趣旨から，施行前に罰則の対象であった行為が権利制限規定の改正により罰則の対象とならないものとなった場合であっても，施行前にした行為については，従前のおり罰則を適用する旨を定めるものである。

改正法の施行前に罰則の対象となる行為を行った場合には，施行後に法第30条の4，第47条の4又は第47条の5の規定により権利制限規定の対象となる行為であったとしても，改正前の著作権法の規律に従い，従前のおり罰則を適用することとなる。

2. 著作権法施行令の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 360 号)

(1) 令第7条の4(電子計算機による情報処理及びその結果の提供等の基準)

第七条の四 法第四十七条の五第一項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第一百二条第一項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号を検索し、及びその結果を提供する行為（ロ及び次項第一号において「送信元識別符号検索結果提供」という。）を行う場合にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

イ 送信可能化された著作物等に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限り利用を行うこと。

ロ イに掲げるもののほか、送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること。

二 法第四十七条の五第二項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第一百二条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物を使用する場合にあつては、当該複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

三 前二号に掲げるもののほか、法第四十七条の五第一項各号に掲げる行為に係る著作物等の利用を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること。

2 法第四十七条の五第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 送信元識別符号検索結果提供の準備を行う場合にあつては、当該送信元識別符号検索結果提供を前項第一号に掲げる要件に適合させるために必要な措置を講ずること。

二 法第四十七条の五第二項の規定の適用を受けて作成された著作物等の複製物に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずること。

ア. 規定の趣旨

法第47条の5は、電子計算機を用いた情報処理により新たな知見や情報を創出し、その結果を提供する者が、必要な限度でその行為に付随する軽微利用を行うこと（同条第1項）を、その行為の準備を行う者が、必要な限度で軽微利用の準備のために複製等を行うこと（同条第2項）を、それぞれ権利制限の対象としており、いずれの場合にも「政令で定める基準」に従うことを求めている。これは、旧法第47条の6の規定と同様に、サービスの目的・性質や業界慣行等を踏まえて、権利者の利益を不当に害しないために実施すべき措置を典型的に設定することを意図したものである。

法第47条の5による著作物等の利用は、同条第1項各号に掲げる行為に付随して行われるものに限定されているとともに、軽微なものでなければならないこととしている。さら

に、同項ただし書では、権利者の利益が不当に害されることとなる場合には権利制限の適用を受けないことを定めており、既に法律事項として、権利者の利益を不当に害しないための措置が求められている。

一方で、法第47条の5の規定による著作物等の軽微利用を行うに当たっては、こうした措置が講じられるものの、著作物等が享受の対象として公衆に提供されうるものとなることから、著作物等の利用が適正に行われることが十分に担保されていることが求められる。

このため、今般の改正では、法第47条の5の委任を受けて令第7条の4を新設し、令第7条の4第1項で法第47条の5第1項の主体が従うべき基準を、令第7条の4第2項で法第47条の5第2項の主体が従うべき基準を、それぞれ定めることとした。

イ. 規定の内容(第1項)

本項は、法第47条の5第1項の主体が従うべき基準として、第1号ではインターネット情報検索サービスを行う場合の基準を、第2号ではインターネット情報検索サービス以外のサービスを含めてサービス全般についてデータベース等を使用する場合の基準を、それぞれ定めるとともに、第3号に省令に定める措置を講ずることを定めている。

法第47条の5第1項の主体は、同項の規定により実施するサービスの特性に応じて、適用を受ける各号の基準は全て満たすこととなるよう、必要な措置を講じなければならない。

(ア) 令第7条の4第1項第1号

本項第1号は、インターネット情報検索サービスを権利制限の対象としていた旧法第47条の6並びに旧令第7条の5第2号及び第3号の規定を踏まえ、インターネット情報検索サービスを行う場合に従うべき基準を定めている。

インターネット情報検索サービスとは、ウェブサイト上の情報（送信可能化された検索情報）のURL（送信元識別符号）を検索してその結果を提供することを目的とするサービスのことをいう。法第47条の5第1項第1号の所在検索サービスであっても、ウェブサイト上の情報のURLを提供するものではなく、インターネット情報検索サービスに該当しない場合には、本号の基準の適用はない一方で、法第47条の5第1項第2号の情報解析サービスであっても、ウェブサイト上の情報のURLを併せて提供するものであり、インターネット情報検索サービスに該当する場合には、本号の基準の適用を受けることとなる。

なお、旧令第7条の5第1号では、「送信可能化された情報の収集、整理及び提供をプログラムにより自動的に行うこと」を求めていたが、これらの工程を手動で行う場合であっても、法第47条の5の趣旨は同様に当てはまることから、今般の改正で法第47条の5の主体が従うべき基準には設定しないこととしている。

① 令第7条の4第1項第1号イ

本項第1号イは、旧法第47条の6の要件を元とするものであり、ID・パスワード等で管理された会員向けウェブサイト等について、そのウェブサイト管理者の意思に反してま

で当該ウェブサイトに関する検索結果の提供に付随した著作物の利用を認めることは適当ではないことから、当該者の承諾を得た場合に限り利用を行うことを求めている。

なお、通常のインターネット情報検索サービス事業者の収集プログラムでは、ID・パスワード等で管理されたウェブサイト等の著作物までは収集できないのが一般的であり、敢えてそのように管理されたウェブサイト等の著作物を収集するものでなければ、基本的にはこの基準を逸脱するものとはならないものと考えられる。

②令第7条の4第1項第1号ロ

本項第1号ロは、旧令第7条の5第2号及び第3号を元とするものであり、robots.txtやメタタグ等により収集を禁止する措置が講じられた情報の取扱いについて、文部科学省令で定める措置を講ずることを求めている（措置の詳細は規則第4条の4の解説を参照）。

(イ)令第7条の4第1項第2号

本項第2号は、法第47条の5第2項の規定の適用を受けて作成されたデータベース等を使用する場合には、当該データベース等に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずることを求めている。

「情報の漏えい」とは、管理権者の意思に反して複製物が使用されることや取得（複製）されること等を意味し、例えば、管理者自らが法第47条の5第2項に基づいて適法に他の事業者へデータベースを提供する行為は「情報の漏えい」には当たらない。

「防止のために必要な措置」とは、大量の情報を扱うビジネスを行うに当たって社会通念上求められる外部からのアクセスを防ぐような措置を講じることが求められるものであり、法第47条の5第2項の規定の適用を受けて作成されたデータベース等について特別レベルの高い措置を求めるものではない。

当該措置としては、例えば、当該データベースの使用にあたってはパスワードの入力を求める等、第三者による使用を技術的に管理・制限する手段を講じることや当該データベースをインターネットに接続されていない端末（スタンドアロン）に保存しておくこと等、外部から容易にアクセスできないような適切な場所に保管すること等が考えられる。

なお、本項第2号は、情報漏えい防止のために必要な措置を講ずることを求めているにすぎず、そのような措置を講じていたにもかかわらず、結果として情報の漏えいが生じてしまった場合であっても、本項第2号の充足性に影響するものではない。

(ウ)令第7条の4第1項第3号

本項第3号は、前2号に掲げるもののほか、法第47条の5第1項各号に掲げるサービスについて、同条の権利制限の趣旨に沿った利用が確保されるものとなるよう、文部科学省令で定める措置を講ずることを求めている（措置の詳細は規則第4条の5の解説を参照）。

ウ. 規定の内容(第2項)

本項は、法第47条の5第2項の主体が従うべき基準として、第1号ではインターネット情報検索サービスの準備を行う場合の基準を、第2号では軽微利用の準備のためにデータベース等の作成等を行う場合の基準を、それぞれ定めている。

(ア) 令第7条の4第2項第1号

本項第1号は、インターネット情報検索サービスの準備を行う場合には、当該サービスの実施者が本条第1項第1号に掲げる要件を満たすものとなるために必要な措置を講ずることを求めている。

当該措置としては、例えば、ID・パスワード等で管理された情報やrobots.txtやメタタグ等により収集を禁止する措置が講じられた情報について、データベース等を作成する段階で収集しないようにすることやデータベース等の整理を行う段階で除外すること等により、これらの情報がそもそもデータベース等に含まれないようにするための措置が考えられる。

このほか、これらの情報を含んだデータベース等を作成して提供する場合には、例えば、ある情報がID・パスワード等で管理された情報やrobots.txtやメタタグ等により収集を禁止する措置が講じられた情報であることが確認できるようにしておくことや、当該データベース等を使用する場合には本条第1項第1号に掲げる要件を満たすために必要な措置を講じなければならない旨について、契約書に明記する等の適切な方法で相手方に説明することにより、これらの情報が提供されないことを担保するような措置を講じること等が考えられる。

(イ) 令第7条の4第2項第2号

本項第2号は、法第47条の5第2項の規定の適用を受けて作成されたデータベース等について、令第7条の4第1項第2号と同様に、当該データベース等に係る情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずることを求めている。

当該措置としては、例えば、同号と同様に、第三者による使用を技術的に管理・制限する手段を講じることや外部から容易にアクセスできないような適切な場所に保管すること等が考えられる。

(2) 附則

ア. 施行期日(附則第1項)

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

本項は、改正政令の施行期日を、一部の規定を除き、改正法の施行期日と同様に、平成31年1月1日と定めている。これにより、令第7条の4の規定は、平成31年1月1日から施行されている。

イ. 送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等に関する経過措置(附則第3項)

(送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等に関する経過措置)

- 3 改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の著作権法（以下この項において「旧法」という。）第四十七条の六（旧法第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により著作物（旧法第百二条第一項において準用する場合にあつては、実演、レコード、放送又は有線放送）を利用していた者については、旧法第四十七条の六及び旧令第7条の五の規定は、改正法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

今般の改正に伴い、インターネット情報検索サービスを行うに当たっては、改正前では従うことが求められていなかった基準（令第7条の4第1項第2号及び第3号並びに同条第2項第2号に掲げる基準）が新たに課されることとなるところ、改正法の施行日の前日において、旧法第47条の6の規定により既にインターネット情報検索サービスを行っていた者について、改正法の施行と同時に新たに課されることとなる基準に従うことを求めると、十分な準備が行えずに対応が困難となる場合が想定されることから、本項では、一定期間の経過措置を設けることとしている。

具体的には、改正法の施行の日の前日において、旧法第47条の6の規定により既にインターネット情報検索サービスを行っていた者については、改正法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、引き続き旧法第47条の6及び旧令第7条の5の規定に定められた要件の下で同サービスを行えることとしている。

3. 著作権法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第37号)

(1)規則第4条の4(送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置)

(送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置)

第四条の四 令第七条の四第一項第一号ロの文部科学省令で定める措置は、次に掲げる行為のいずれかが送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する措置に係る一般の慣行に従って行われている場合にあつては、当該行為に係る情報の提供を行わないこととする。

一 robots.txtの名称の付された電磁的記録（法第三十一条第二項に規定する電磁的記録をいう。次号において同じ。）で送信可能化されたものに次に掲げる事項を記載すること。

イ 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集のためのプログラムのうち情報の収集を禁止するもの

ロ 送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集において収集を禁止する情報の範囲

二 HTML（送信可能化された情報を電子計算機による閲覧の用に供するに当たり、当該情報の表示の配列その他の態様を示すとともに、当該情報以外の情報で送信可能化されたものの送信の求めを簡易に行えるようにするための電磁的記録を作成するために用いられる文字その他の記号及びその体系であつて、国際的な標準となつているものをいう。）その他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに送信元識別符号検索結果提供を目的とする情報の収集を禁止する旨を記載すること。

ア. 規定の趣旨

令第7条の4第1項第1号ロでは、法第47条の5第1項の規定によりインターネット情報検索サービスを行う場合に、同項の主体が従うべき基準として、「送信元識別符号検索結果提供を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること」を定めている。

これを受け、今般の改正では、旧規則第4条の4を元に一部改正し、令第7条の4第1項第1号ロの文部科学省令で定める措置として、インターネット情報検索サービスを行う場合に、robots.txtやメタタグ等により収集を禁止する措置が一般の慣行に従って講じられた情報について、検索結果に表示してはならないことを定めている。

なお、改正前では、旧法第47条の6の規定によりインターネット情報検索サービスを行う場合に、robots.txtやメタタグ等により収集を禁止する措置が一般の慣行に従って講じられた情報は、収集してはならないこととされていたが、今般の改正に伴い、そうした情報の収集を一律に禁ずるのではなく、検索結果に表示してはならないこととしている。

イ. 規定の内容

本条は、令第7条の4第1項第1号口の文部科学省令で定める措置として、インターネット情報検索サービスを行う場合に、インターネット情報検索サービスを目的とする情報収集を禁止するための措置である各号に掲げる行為のいずれかが一般の慣行に従って講じられた情報について、検索結果に表示してはならないことを定めている。

(ア)規則第4条の4第1項第1号

本号は、インターネット情報検索サービスを目的とする情報収集を禁止するための措置の一つとして、robots.txt名称の付された電磁的記録で送信可能化されたものに、どの収集プログラムに対して情報の収集を禁止するか（イ）、ウェブページのうちどの範囲について情報の収集を禁止するか（ロ）、それぞれを記載することを規定している。

(イ)規則第4条の4第1項第2号

本号は、インターネット情報検索サービスを目的とする情報収集を禁止するための措置の一つとして、HTMLその他これに類するもので作成された電磁的記録で送信可能化されたものに、収集を禁止する旨を記載することを規定している。具体的には、HTMLのページヘッダ内に情報収集を禁止する旨をメタタグにより記載すること等が考えられる。

(2)規則第4条の5(著作物等の利用を適正に行うために必要な措置)

(著作物等の利用を適正に行うために必要な措置)

第四条の五 令第7条の4第一項第三号の文部科学省令で定める措置は、業として法第四十七条の五第一項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）各号に掲げる行為を行う場合にあっては、次に掲げる措置を講ずることとする。

- 一 当該行為に係る著作物等の利用が法第四十七条の五第一項に規定する要件に適合するものとなるよう、あらかじめ、当該要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談その他の必要な取組を行うこと。
- 二 当該行為に関する問合せを受けるための連絡先その他の情報を、当該行為の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により明示すること。

ア. 規定の趣旨

令第7条の4第1項第3号では、法第47条の5第1項の主体が従うべき基準として、「法第四十七条の五第一項各号に掲げる行為に係る著作物等の利用を適正に行うために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講ずること」を定めている。

これを受け、今般の改正で規則第4条の5を新設し、令第7条の4第1項第3号の文部科学省令で定める措置として、実施するサービスが新法第47条の5第1項に規定する要件に適合するものとなるよう、本条各号に掲げる措置を講ずることを定めている。

イ. 規定の内容

本条は、新令第7条の4第1項第3号の文部科学省令で定める措置として、実施するサービスが新法第47条の5第1項に規定する要件に適合するものとなるよう、解説書の閲覧や学識経験者に対する相談等の必要な取組を行うこと（第1号）、実施するサービスに関する問合せを受けるための連絡先等を合理的と認められる方法及び程度により明示すること（第2号）を定めている。

(ア) 規則第4条の5第1号

本条第1号は、サービスの実施に当たって、新法第47条の5第1項に規定する要件の解釈を記載した書類の閲覧、学識経験者に対する相談その他の必要な取組を行うことを求めている。

「当該要件の解釈を記載した書類」としては、例えば、新法第47条の5に関し、文化庁著作権課が作成・公開している解説のほか、著作権法に精通している者が執筆した解説書や解説記事等が考えられる。

「学識経験者」とは、著作権法に精通している者を意味しており、例えば、学者、弁護士や弁理士等のほか、著作権に関する知識を有し、著作権に関する相当期間の実務経験を有する者であれば該当するものと考えられる。なお、本条第1号は新法第47条の5第1項に規定する要件についての理解を求めるものであるから、学識経験者は必ずしも外部の第三者であることまでをも求めるものではなく、例えば、サービスを実施する企業内の法務部等に所属する者であっても、学識経験者に該当するか否かの判断に影響を与えるものではないものと考えられる。

(イ) 規則第4条の5第2号

本条第2号は、実施するサービスに関する問合せを受けるための連絡先その他の情報を、当該サービスの態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により明示することを求めている。

「連絡先その他の情報」としては、例えば、サービス実施者のメールアドレスや電話番号等の連絡先のほか、ウェブサイト等を通じて実施する場合には問合せフォーム等の連絡手段に関する情報が考えられる。なお、法第47条の5第1項のサービスに関する問合せを受ける特別の問合せ窓口やフォーム等を作成することまで求めるものではなく、一般的な問合せ窓口やフォーム等の中で法第47条の5第1項のサービスに関する問合せを受けることができれば足りるものと考えられる。

「当該行為の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度」での明示としては、例えば、実施するサービスの利用規約や当該サービスの実施画面から容易に確認・到達することのできる場所に明示することが考えられる。特定少数の事業者間でしかサービスの提供が行われない場合には、契約書等で連絡先等の情報を明示することでも足りるものと考えられる。

(3)附則

ア. 施行期日(附則第1項)

(施行期日)

- 1 この省令は，平成三十一年一月一日から施行する。ただし，目次の改正規定（「第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等（第二十二條の二・第二十二條の三）」を「第十章 私的録音録画補償金の額の認可申請等（第二十二條の二・第二十二條の三）第十章の二 授業目的公衆送信補償金の額の認可申請等（第二十二條の四・第二十二條の五）」に改める部分に限る。），第十章の次に一章を加える改正規定及び第二十四條の改正規定は，著作権法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

本項は，改正省令の施行期日を，一部の規定を除き，改正法及び改正政令の施行期日と同様に，平成31年1月1日と定めている。これにより，規則第4条の4及び第4条の5の規定は，平成31年1月1日から施行されている。

イ. 経過措置(附則第2項)

(経過措置)

- 2 改正法の施行の日の前日において改正法による改正前の著作権法（以下この項において「旧法」という。）第四十七條の六（旧法第八十六條第三項及び第百二條第一項において準用する場合を含む。）の規定により著作物（旧法第百二條第一項において準用する場合にあつては，実演，レコード，放送又は有線放送）を利用していた者については，この省令による改正前の著作権法施行規則第四条の四の規定は，改正法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は，なおその効力を有する。

本項は，改正政令附則第3項と同様に，改正法の施行の日の前日において，旧法第47條の6の規定により既にインターネット情報検索サービスを行っていた者については，改正法の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は，引き続き旧法第47條の6及び旧令第7條の5の規定に定められた要件の下で同サービスを行えることを定めるものである。